

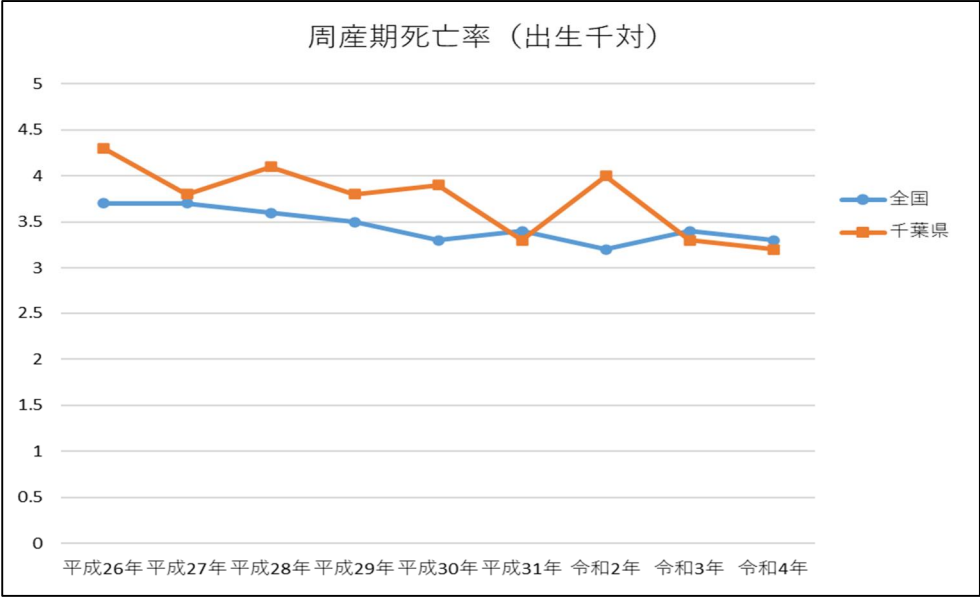
【現状と課題】

- ・市町村のこども家庭センター等では、妊娠届出時の面談等で妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握を行うとともに、出産後、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業等、妊娠、出産、子育て等のライフステージに応じた支援を実施している
- ・全ての県民が、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するために、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査、乳幼児健康診査を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が求められている
- ・悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるためには、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の未受診者へ受診を勧奨する取組みの推進や、育てにくさを感じている保護者等が気軽に相談できる相談窓口等の情報を保護者等が知り、利用に結び付けることが肝要

○周産期医療体制の充実

- ・令和4年の母子保健指標では、周産期死亡率（出産千対）について、全国平均3.3に対し千葉県は3.2と全国平均よりやや低めに経過しているが、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率（出産十萬対）については、全国平均4.2に対し、千葉県では10.6と全国平均より高い状況
- ・全国的に少子高齢化が進行し、出産年齢が35歳以上の割合が平成28年に29.9%であったものが、令和3年には30.9%と上昇しており、リスクを伴う出産の増加が想定される中で、周産期死亡率や妊産婦死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制整備が重要
- ・分娩取扱医師偏在指標は全国値の10.50（令和2年末時点での医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は9.41（同）と低い状況であり、令和6年度からの医師に対する時間外労働時間の上限規制の適用もあり、リスクの高い妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営に対する支援等、県内の周産期医療体制の充実を図ることが必要

(関連データ)



項目	市町村数
妊娠届出時に面接等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している市町村数	54市町村
産後ケア事業を実施している市町村	50市町村

資料：こども家庭庁母子保健課「令和4年度母子保健事業の実施状況等調査」（令和4年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うために、妊産婦支援を行う市町村の保健師や助産師等を対象に、効果的な保健指導を行うための研修会を実施します。

不妊症に関する相談は、治療方針に関する相談以外にも、治療への迷いや、仕事との両立など多岐に渡る内容であるため、治療に関する専門性を持つ「不妊症看護認定看護師」に加え、自身も不妊の経験を持つ「ピアカウンセラー」を配置して相談を実施します。

2 出産に関する支援等の更なる強化

・周産期母子医療体制の充実を図ります。

総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの運営費に対する支援を実施します。

一般の産婦人科では受け入れが困難なハイリスク妊産婦を円滑に搬送できるよう、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを使用して受入れ先を調整します。

周産期医療体制を整備するため、周産期医療関係者と周産期医療審議会を開催します。

3 産前産後の支援の充実と体制強化

産前・産後を通じ、対象者が安心して過ごすことができるよう、支援を行う市町村の専門職等に研修等を行い、取組を支援します。

4 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の提供

市町村が設置するこども家庭センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援が必要とされることから、従事する専門職に対し研修会を行い、包括的な支援ができる人材を育成します。

妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う市町村に対し支援します。

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業について、市町村の取組状況等を確認します。

5 予期せぬ妊娠に悩む若年妊婦等への支援

予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う「にんしんＳＯＳちば」を運営します。

6 乳幼児健康診査等の推進

乳幼児期の様々な健康診査は、心身の健康状況を把握し、健康増進に役立てたり、疾病の早期発見と早期治療のきっかけとなる情報を受診者に提供することがもっとも重要な役割であるため、乳幼児時期の健康診査の推進のために、保護者へ啓発普及を行います。

【現状と課題】

1 待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進

- ・保育所等の整備を進めた結果、待機児童数は平成29年の1,787人をピークとして年々減少し、令和6年4月1日現在は83人となった
- ・共働き世帯の増加や人口の流入等によって、地域によっては保育の需要が増加し待機児童が発生している
- ・待機児童を解消するための保育所等の施設整備が必要となる一方で、地域によっては児童の減少に伴い施設定員に余裕が出てくる地域もあることから、市町村と連携して地域の実情に合わせた施設整備が必要

2 就学前のこどもの教育・保育の充実

- ・現在、日本の子どもは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いと言われ、家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子どもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いている
- ・子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感・自己有用感などを育成するための教育を推進することが求められる
- ・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものであり、こどもに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全てのこどもに質の高い幼児教育を保障することが求められる・質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、こどもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要
- ・幼児教育・保育の質の向上及び幼稚園等の支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることが必要・令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となった。
- ・令和8年度から0～2歳児を対象とし、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」が開始される
- ・この制度は「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備する」ことを目的とした制度で、円滑に実施するための体制の整備が必要となる・幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく必要がある。

3 保育人材の確保と資質の向上

- ・ 保育所・認定こども園等の整備・拡充が進み、待機児童数は減少傾向にあるが、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの増加や、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」の開始など、保育現場で働く保育士等の需要は今後ますます高まることが予想される
- ・ 保育士等の離職防止や定着促進のためには、保育士等の処遇改善及び保育所等の勤務環境の改善が非常に重要

(関連データ)

施設等利用給付費県費負担金

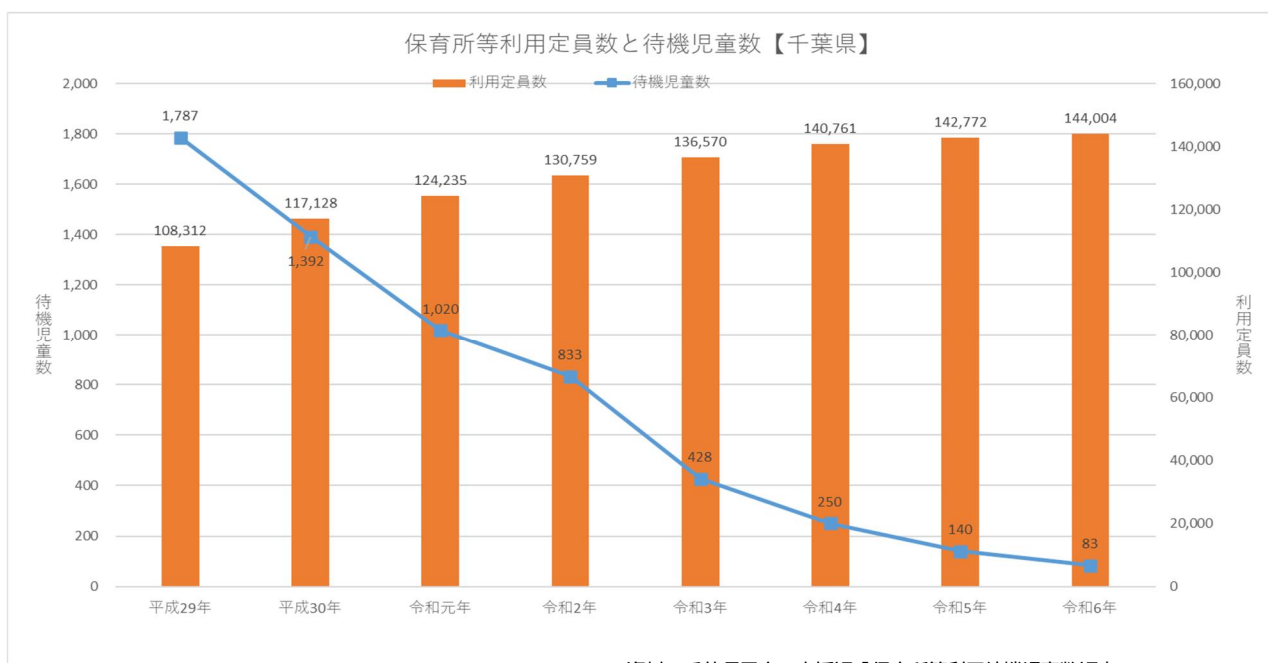
R4 当初予算 4,370,000 千円 決算額 4,032,863 千円

R5 当初予算 3,940,000 千円 決算額 3,530,646 千円

R6 当初予算 3,680,000 千円

第4期教育振興基本計画（策定中）との整合性が必要となるため、今後の修正が見込まれます。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 保育所等の待機児童を解消し、その後もゼロを維持するために、保育所等の整備を進めます。

待機児童解消のため、民間保育所の新設や定員増を伴う施設改修に対し財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。

既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合、適切な認定を行い、認定こども園の整備を進めます。

県と関係市町村で構成する待機児童対策協議会において、保育の受け皿及び保育人材の確保等について効果的な取り組みの検討を行い、施策を推進します。

2 こども誰でも通園制度に関する施策

国の動向等を踏まえて、対応を検討します。

3 保育士が働きやすい環境を整備します。

保育士の給与改善を図ります。

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境改善を進めるため、若手保育士や保育事業者に対する巡回支援を行います。

4 保育士等の資格取得・新規就業を支援します。

保育士資格の取得を目指す学生へ修学資金の貸付を行います。

指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への就職支援の取組に対し補助を行います。

5 保育士資格を有しているが保育士として働いていない方（潜在保育士）等の保育現場への就職を支援します。

ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めます。

- ・ 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報を「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図ります。
- ・ 潜在保育士の再就職支援のための研修等を実施します。
- ・ 合同面接会や就職説明会、保育士キャリアアドバイザー等による保育所見学会を実施します。

再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、潜在保育士の復職を支援します。

6 保育士等の資質の向上や育成を支援します。

保育所等の職員に対し、職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図ります。

主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う者に対し、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算」の要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施します。

認可外保育施設で働く保育士等を対象とした研修会の開催や、専門的知見を持つ指導員の派遣により、認可外保育施設の保育の質と安全性の向上を図ります。

小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の多様な子育て支援に従事する子育て支援員を育成するため、「子育て支援員研修」を実施します。

7 保育教諭に係る特例制度の周知及び資格取得を支援します。

保育教諭に係る特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて、特例制度の説明を行います。また、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの免許・資格のみを保有する者に対し、免許・資格の取得に必要となる費用の助成を行い、免許や資格の取得を支援します。

8 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続を図ります。

必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

9 幼児教育の質の向上と小学校教育への円滑な接続

必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。

幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けるなどにより、円滑な接続を図ります。

幼児教育アドバイザーや指導主事等が幼稚園等への訪問時において、幼児教育の質の向上及び小学校教育への円滑な接続について指導・助言等を行います。

10 良好な教育環境を確保するため、私立幼稚園への助成の充実を図ります。

私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。

11 保護者の就労状況等、ニーズにあわせた保育環境の充実を図ります。

年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。

一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

12 幼稚園や保育所等が地域における子育て支援の拠点となるよう推進します。

幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。

13 豊かな心を育む教育を推進します。

子どもに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の充実を図るとともに、多様な文化への理解やボランティア精神の涵養等を図る取組、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

【現状と課題】

1 教育現場の重視と教職員の質・教育力の向上

- ・県教育委員会においては、令和4年度を始期とする「県立高校改革推進プラン」に基づき、魅力ある県立高等学校づくりを進めており、実施に当たっては、具体計画である実施プログラムに基づき、推進することを基本としている
- ・AI等をはじめとする技術革新の進展等により、社会や生活が大きく変化しつつある中で、本プランでは、生徒が自らの興味・関心や進路希望等に応じた多様な科目選択が可能となる仕組みを充実させるとともに、生徒一人一人の多様なニーズに応じた教育活動の展開を可能にする体制の整備や、職業に関する専門的な知識・技能を高めるための実践的なキャリア教育・職業教育の充実、さらには人口の減少に伴う全県的な生徒減少への対応の必要性などが示されている
- ・策定した「第1次実施プログラム」では、既存のコースの設置拡充のほか、新たな価値を生み出す人材の育成に向けたコースの設置、拠点校の指定や連携組織の設置による更なる連携の充実、さらには幅広い学びのニーズへの対応など、12項目18校の再編に係る内容を示すとともに、都市部と郡部における今後の統合の方向性を示した
- ・今後も社会の変化に対応し、生徒それぞれの豊かな学びを支え、地域のニーズに応える活力と魅力ある高等学校づくりを目指し、本プランに基づき、実施すべき高校改革について引き続き検討を進めていく
- ・県教育委員会では、平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和元年5月、令和2年3月及び令和3年3月に改定を行った上で、本プランに基づいて、学校の業務改善及び教職員の意識改革などに取り組んできており、令和6年3月には、令和5年度に実施した各種調査（「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査等）及び、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」等を踏まえ、本プランを改定した
- ・スクール・サポート・スタッフ配置事業については、平成30年度から公立小・中学校及び県立特別支援学校に配置を行い、年々配置校数を拡大し、令和6年度は、全ての公立小・中・義務教育・特別支援学校に配置するとともに、小中学部のある県立特別支援学校と県立中学校に配置した
- ・児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりを行うため、算数・理科については小学校3・4年生を対象に、学習指導の充実を図るため専任の非常勤講師を配置し、図画工作・体育については小学校1年生から4年生を対象として、担任による教科指導と外部指導者による実技模範等を行う技能教科専科指導員を配置している
- ・家庭の経済的状況や、様々な生活上の困難にかかわらず、どんな環境に生まれ育ったこどもにも最善の未来を用意していくことが重要であり、いじめ、不登校などに関する教育相談体制の整備や、教育費負担の軽減、学び直しの機会の提供など、多様なニーズに対応した教育を推進していくことが求められている

- ・ICT関連業務は多岐に渡っており、情報通信技術支援員（ICT支援）が1人1台端末を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援などに従事することは、学校間のICT活用状況の差を解消し、教員の働き方改革に資するものである
- ・令和5年6月現在、県内市町村の約9割がICT支援員を配置しており、そのうち約6割が国の計画の水準である4校に1人以上配置しているが、依然として約7割の市町村は、学校のニーズに対し配置が十分ではないとしている

2 改訂版生徒指導提要の周知

- ・生徒指導提要の改訂により、県立高等学校においては校則の内容を学校のホームページに公開するとともに、制定した背景と見直す場合の手続きを示した上で、児童生徒・保護者が何らかの形で関わり見直しを進めることとされた

3 家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制の構築

- ・都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られる
- ・多様な価値観を持った人々との交流や体験の機会が減少し、こどもたちの規範意識や社会性、自尊感情が低下するといった影響も見られる
- ・家庭における教育は全ての教育の出発点であり、こどもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っており、全てのこどもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びを支援するとともに、家庭と地域のつながりを築き、強固なものにすることなどにより家庭の教育力を高めていく必要がある
- ・地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの傾向があり、学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめこどもを取り巻く問題が複雑化・困難化している
- ・こうした状況に社会全体で対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠

4 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

- ・ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業では、広くこどもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験させるために、県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手やコーチ等を講師として小中学校・特別支援学校へ派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行っている
- ・部活動は、生徒にとって学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動であり、その教育的意義は高い一方で、中学校教員の勤務時間の増加や、経験のない部活動の顧問を引き受ける教員も多いことから、持続可能な部活動の運営と教員の働き方改革を実現するとともに、指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置を促進する必要がある
- ・令和5年度から3年間を改革推進期間とする休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保等に関する実証事業を実施するとともに進捗状況を把握することで、地域部活動の展開につなげていく必要がある

- ・令和5年3月「地域全体でこどもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」(千葉県)で示した推進計画の実現を図るため、課題となる人材確保に資する県の推進体制を整備している
- ・「遊・友スポーツランキングちば」は、児童生徒の運動する意欲を高め、体力の向上を目的としており、特に体力向上の一助となるように体を動かすきっかけづくりになるよう啓発している
- ・取組を通じて、好ましい人間関係の構築や社会性の育成もねらいとしており、参加する学校も増えているが、現段階でこの取組がどの程度子供たちの意欲や体力の向上に寄与しているかデータとして明らかになっていない
- ・今後実施していく上で、本事業に取り組むことで意欲や体力が高まる根拠(データ等)があれば、さらに参加率が高まり、県内の児童生徒の運動に取り組む意欲や体力向上につながると考えている
- ・実施種目についても現在の種目をより体力向上や運動習慣の形成につながるよう見直すことも検討が必要と考えている

5 よりよく生きるための道德教育の充実

- ・幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じた、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道德教育の在り方について検討し、幼児児童生徒の道德性を高める心の教育の推進を図っている
- ・千葉県道德懇談会や特色ある道德教育推進校の指定、実践事例集の作成を進めたり、道德教育推進状況調査を行ったりしており、課題としては、実践事例集を作成しているが、なかなか周知できていないことや、千葉県道德懇談会については、今までの協議内容を整理して、今後の懇談会の内容を検討していく必要がある
- ・教職員が子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせるためには、研修が必要
- ・職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない
- ・千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、各教科、道德、特別活動等に関する研修を実施
- ・研修の内容や実施方法を毎年見直しており、より実践的かつ効果的な研修を実施することで教職員の質・教育力の向上を図っている
- ・道德に関する研修については、道德教育推進教師の研修会を実施しているが、より各校の情報共有や道德教育推進教師の質の向上を図れるような研修の設定が必要
- ・加えて、学校の道德教育は学校長のリーダーシップのもと推進していくため、管理職に対しての研修会を継続的に実施することが必要

6 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

- ・県教育委員会では、こどもたちが豊かな人間性やたくましい体を育み、一生を通して健康・体力づくりを進めていくための意欲と方法を身につけるために「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」を策定し、県民に広めるとともに、小・中・高等学校・特別支援

学校における健康づくりを推進

- ・平成23年度より、「いきいきちばっ子『元気アップ・プラン大作戦』コンクール」を実施し、積極的に健康・体力づくりに取り組んだ学級・学校を表彰し、よりよい実践を広く紹介している
- ・コンクール実施当初は、個人の目標に取り組む「モデルプラン部門」と「学級みんなで部門」に分けて行っていたが、令和2年度から「学級みんなで部門」のみとし、取組に参加しやすいよう工夫している

7 学校保健の推進

- ・警察庁が発表した令和5年における組織犯罪の情勢によると、令和5年中の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が6,482人と過去最高値を大幅に更新するとともに、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回り、大麻事犯の検挙人員の7割以上は30歳未満であり、若年層における大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあることから、我が国は引き続き「大麻乱用期」の渦中にあると言える
- ・大麻の乱用拡大に加え、危険ドラッグ事犯の検挙人員も、424人と増加している
- ・この背景として、インターネット販売のみならず、平成27年に一度は壊滅に至らしめた危険ドラッグの販売店舗が再出現し、大麻有害成分の構造類似物等の危険ドラッグが市井に蔓延していることが挙げられ、青少年を含め、全国でそれらを摂取したことによる健康被害が発生している
- ・一方で、覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向を示しているものの、検挙人員・押収量共に、依然として高水準で推移し、我が国における根強い覚醒剤需要について、憂慮すべき事態が続いている
- ・学校における薬物乱用防止に関する教育は、健康の保持増進の観点から、児童生徒一人一人が薬物乱用と健康との関わりについて、早い時期から認識し、自らの健康を害する行為をしないという態度を身に付ける必要がある
- ・学校における薬物乱用防止教育の充実として、文部科学省は、第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）において、「薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める」としている
- ・こうした中、県教育委員会では、学校の教員等を対象に薬物乱用防止教育研修会を開催し、学校における薬物乱用防止教育についての理解を深めるとともに、薬物乱用防止教室の講師として指導に当たる教員の、指導力向上を図っている
- ・こどもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切
- ・がん教育を推進するため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、児童や生徒に生活習慣や遺伝子等のがん発生に関する基本的な情報を含めたがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要
- ・がん教育は、学習指導要領に基づき、小学校では令和2年度から全面实施され、中学校で

は令和3年度から、高等学校では令和4年度からそれぞれ必修化された

- ・県では、平成29年3月に、「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領を作成し、児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的に、医師、看護師などががんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関（県内小中高校）に派遣している

8 食育の推進

- ・平成17年6月に制定された食育基本法に基づき、令和4年3月に第4次千葉県食育推進計画を策定し、食育を推進
- ・依然として、若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないこと等、引き続き取り組んで行くべき課題がある
- ・これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、各ライフステージに応じた施策や生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進することが重要
- ・食に関する価値観やライフスタイルの多様化、世帯構造の変化などにより健全な食生活を送ることが困難な場面が増えてきているといわれ、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れや肥満や過度の痩身、生活習慣病など健康上の課題も指摘されている
- ・全国学力・学習状況調査では、令和5年度千葉県の朝食を食べている児童の割合は、小学校6年生で93.7%、中学校3年生で90.2%と令和4年度に比べて小学校6年生で0.4%、中学校3年生で0.6%下回っています。また、令和5年度の全国平均と比べると小学校6年生で0.2%、中学校3年生で1.0%下回る結果となった
- ・その要因としては、就寝時間や夕食を食べる時間が遅かったり、保護者が朝食を食べていなかったりと、家庭環境が朝食欠食の要因として考えられる
- ・健康な心身を育むことや将来の食習慣を形成するためにも成長期に食育は重要
- ・食育を推進するにあたり、校内の食育推進体制を整備するとともに、学校と家庭が連携して食育を一層推進していくことが求められる
- ・学校における食に関する授業の実施状況の割合を見ると、小学校・中学校ともに担任と栄養教諭又は学校栄養職員と協力して授業を行った割合が年々増加しているが、学校によって指導に差が見られる現状がある
- ・課題として、「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」として同時に実施している「いきいきちばっ子コンテスト『遊・友スポーツランキングちば』」と「いきいきちばっ子食育推進事業「オリジナル弁当コンクール」」との連携が挙げられ、ホームページでパンフレットを掲載したり、各学校への通知に連携について説明したりするなど、参加校が増えるよう工夫していく
- ・全国の水産物の消費量は長期的に減少傾向にあり、「魚離れ」が進行しているため、県産水産物のおいしさ及び栄養と、それを供給する水産業に対する理解と親しみを深めることで、県産水産物の消費拡大・魚食普及を促進する必要がある

（関連データ）

【月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の校種別割合】

職種（調査時期）	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等（R5.11月）	39.9%	53.7%	46.1%	26.8%	8.2%

「教諭等」：主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師

教諭等における全校種の平均 37.2%（前年同月：42.4%）

【月当たりの時間外在校等時間（校種別）】

職種（調査時期）	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等（R5.11月）	40時間46分	54時間43分	44時間24分	35時間00分	25時間10分

教諭等における全校種の平均 41時間21分（前年同月：43時間33分）

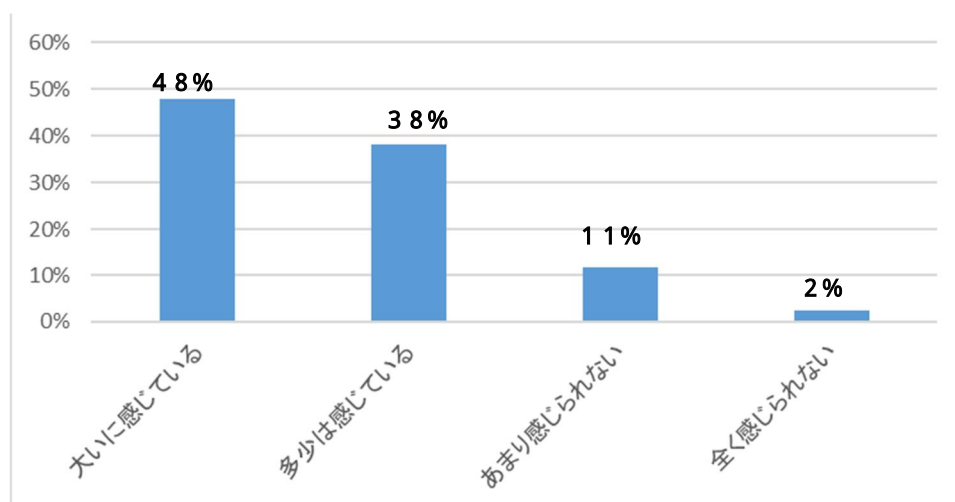
資料：千葉県教職員課「教員等の退職加給実態調査」（令和5年度）

【各意識調査の割合（全校種：全職種）】

調査時期	子供と向き合う時間を確保できている	勤務時間を意識して勤務できている
R5.12月	61%	76%

資料：千葉県教職員課「教職員の働き方改革に係る意識等調査」（令和5年度）

【スクール・サポート・スタッフ配置による業務負担軽減を感じる割合】（配置校：全職種）

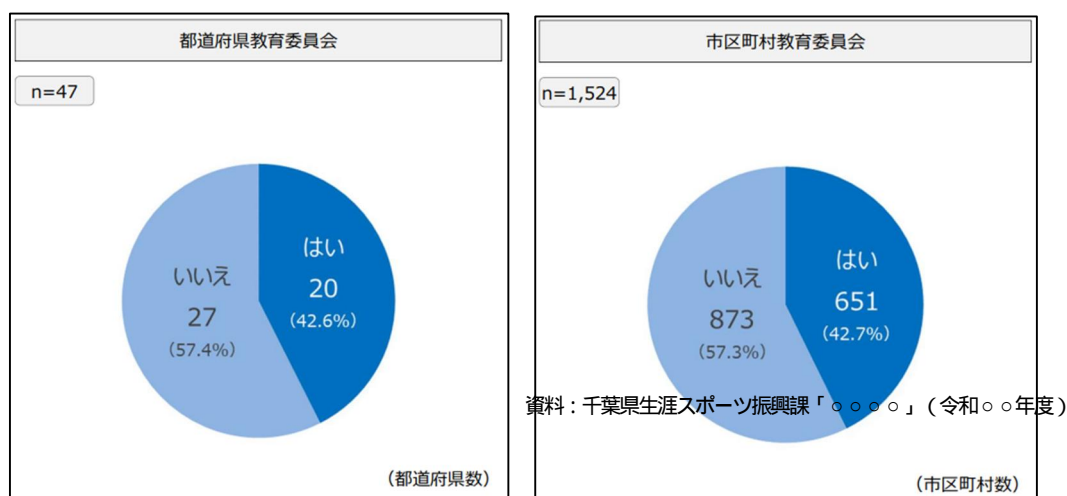


資料：千葉県教職員課「教職員の働き方改革に係る意識等調査」（令和5年度）

令和5年度配置実績

教科	配置予定数	配置実績	
		学校数	講師数（のべ）
算数	40	37	57人
理科	40	39	40人
図画工作	30	30	30人
体育	30	30	42人

【ICT支援員を配置しているか】



資料：文部科学省「ICT支援員の配置促進に関する調査研究」2021年3月

○コミュニティ・スクール導入状況

導入率(政令市除く)	R5	R4
千葉県全体	33.1%	17.8%
全 国	52.3%	42.9%

資料：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」（令和4年～6年度）

○ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業

（１）令和6年度実施団体

- ・千葉ロッテマリーンズ（野球）
- ・千葉ジェッツふなばし（バスケットボール）
- ・ジェフユナイテッド市原・千葉レディース（サッカー）
- ・バルドラール浦安フットボールサラ（フットサル）
- ・千葉ゼルバ（バレーボール）
- ・オービックシーガルズ（アメリカンフットボール）
- ・NECグリーンロケッツ東葛（ラグビーフットボール）
- ・クボタスピアーズ船橋・東京ベイ（ラグビーフットボール）
- ・富士通陸上競技部（陸上）
- ・アルティエリ千葉（バスケットボール）

（２）参加人数

- ・令和3年度 600名
- ・令和4年度 986名
- ・令和5年度1,201名
- ・令和6年度 現在実施中

○令和5年度 遊・友スポーツランキングちば 取組状況

学校種	参加学校数（校）		申込総数（件）	
小学校	前期	31（46）	前期	576（375）
	中期	64（47）	中期	830（745）
	後期	151（104）	後期	2,725（1,856）
	通年	175（142）	通年	4,131（2,976）

（ ）内の数字は令和4年度の数値

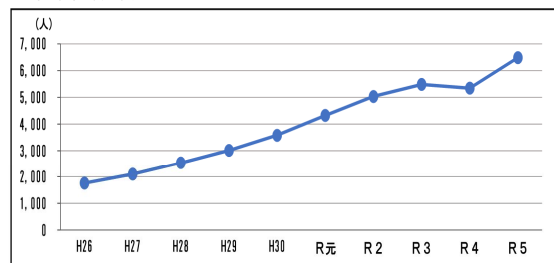
資料：千葉県保健体育課「遊・友スポーツランキングちば集計結果」（令和5年度）

○「いきいきちばっ子『元気アップ・プラン大作戦』コンクール」実施状況

	小		中	
	学校数	学級数	学校数	学級数
平成30年度	48	413	18	153
令和元年度	46	491	16	144
令和2年度	46	492	15	144
令和3年度	31	290	11	92
令和4年度	23	200	10	80
令和5年度	23	149	13	92

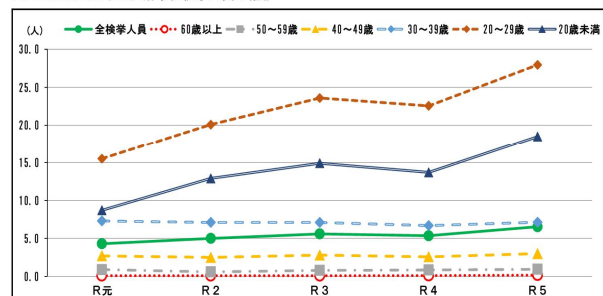
資料：保健体育課

大麻事犯検挙人員の推移



区別	年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
大麻事犯検挙人員		1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482

人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移



資料：警視庁組織犯罪対策部「令和5年における組織犯罪の情勢」（令和6年3月）

薬物乱用防止教育研修会の年度別講演テーマ

年度	講演テーマ
平成30年度	薬物乱用の現状と対策について （千葉県警察本部刑事部薬物銃器対策課）
令和元年度	薬物依存からの回復と援助 （一般社団法人千葉ダルク）

令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
令和3年度	薬物乱用の現状 (千葉県警察本部刑事部薬物銃器対策課)
令和4年度	薬物乱用の現状 (関東信越厚生局麻薬取締部)
令和5年度	薬物乱用防止について～OTC等の乱用を含む～ (千葉県学校薬剤師会)

資料：保健体育課作成（令和6年8月）

関連指標			令和3年	令和4年	令和5年
朝食を毎日食べていると 答えた児童生徒の割合	千葉	小学校6年生	94.6%	94.1%	93.7%
		中学校3年生	91.9%	90.8%	90.2%
	全国	小学校6年生	94.9%	94.4%	93.9%
		中学校3年生	92.8%	91.9%	91.2%

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和5年度）

食に関する授業の実施状況の割合 資料：保健体育課「千葉県学校給食実施状況等調査報告」（令和5年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	担任だけで 授業	担任と栄養教諭 等TTで授業	担任だけで 授業	担任と栄養教諭 等TTで授業	担任だけで 授業	担任と栄養教諭 等TTで授業
小学校	64.2%	63.7%	63.7%	72.0%	61.6%	74.6%
中学校	52.2%	25.5%	58.3%	37.3%	50.3%	39.7%

【施策の方向と具体策】

1 教育現場の重視と教職員の質・教育力の向上

スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が毅然と対応できる体制の構築を図ります。

様々な悩みを抱える児童生徒やその保護者等を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用や、多様な相談機会を確保することで、こどもや家庭に対する相談支援体制を充実します。

教員の研修体制の充実により、生徒指導上の諸課題などに対応する実践力の向上を図り、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

県教育委員会は、市町村に対しＩＣＴ支援員が派遣可能な企業リストを、ホームページを通して提供しています。

・非常勤講師の配置（算数・理科）

算数・理科の授業における学力向上を図るため、専科教員を非常勤として配置します。

小学校３・４年生の算数・理科の授業について、専門性を有する教員が単独、または担任教諭とともに授業を行います。

・技能教科専科指導員の配置（体育・図画工作）

専門的な指導力を備えた外部指導者を非常勤講師として配置し、体育・図画工作の授業における児童の学習意欲の向上を図ります。

小学校１～４年生の体育・図画工作の授業に、競技経験者や芸術家、専門性を有する教員が入り、担任教諭とともに授業を行います。

・県立高等学校の魅力化・特色化

各県立高等学校のスクール・ポリシーに基づく学校運営とともに、特色ある学科・コース等の設置や適正規模・適正配置についての検討など、高等学校の魅力化・特色化を推進します。

・学校における働き方改革推進プランの周知・徹底

各種会議や研修会、学校や市町村教委への訪問等様々な機会に、本プランの改定内容について周知するとともに、具体的取組の推進について指導・支援します。

年１回、プランの取組状況調査を行い、各教育委員会や学校における進捗状況を確認するとともに、さらなる取組の推進について検討します。

・スクール・サポート・スタッフ配置事業

教員業務の支援をする、スクール・サポート・スタッフを、全公立小・中・義務教育・特別支援学校に配置し、教員業務の負担軽減を図ります。

配置の効果を検証するとともに、有効な活用方法を各学校に周知します。

2 改訂版生徒指導提要の周知

【検討中】

3 家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制の構築

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を市町村と連携して推進します。

4 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

・「遊・友スポーツランキングちば」への積極的な取組の推奨

体育主任研修会等において「遊・友スポーツランキングちば」についてリーフレットを配布するなどして趣旨を周知する。

各学校からの結果の申請方法を簡易にし、できるだけ早く県のホームページで公表するようにします。

積極的に取り組んでいる学校の事例を紹介し、取り組む学校を増やしていきます。

・「遊・友スポーツランキングちば」の内容の精査

体育経営調査等で全県の取組状況を把握して、より気軽に継続的に取り組めるように実施種目やルールの特選を行います。

運動する意欲を高め、自ら運動する習慣を身に付けられるよう、運動が苦手な児童でも取り組めるようランキング形式ではない形式を取り入れることを検討します。

アンケートにより各学校からの要望を取り入れることを検討します。

・ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業

交流全般を通じて、来校した団体の競技種目の特徴やルールなどを知り、実際の競技に関連する活動プログラムを体験することで、体育・スポーツの持つ魅力をこどもたちが肌で感じられるような事業展開を目指します。

・部活動指導員配置に対する助成

中学校に市町村が部活動指導員を配置する経費に対し助成していきます。

専門性の高い地域指導者を確保していきます。

部活動指導員の活用を促進していきます。

・部活動の地域移行に向けた環境整備事業

少子化の中でも、将来にわたり本県の中学生在がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保します。

学校の働き方改革推進による学校教育の質を向上させます。

持続可能なスポーツ・文化環境の一体的整備による多様な体験機会を確保します。

5 よりよく生きるための道徳教育の充実

・道徳教育推進プロジェクト事業

千葉県の道徳教育の重点的な施策や適切な教材及び指導内容の検討及び充実に関して、有識者等から意見を聴取し、千葉県で学ぶ児童生徒の道徳性を高める心の教育を

推進します。

道徳教育の一層の充実を図るために、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を2年間にわたり指定し、県で作成した道徳教材の活用を含めた道徳教育全体について実践的な研究を行います。

県内すべての公立中学校及び高等学校の道徳教育推進教師を対象に、国や県で作成した道徳教材を活用した道徳の授業の在り方等について研修する機会を確保します。

特色ある道徳教育推進校として県教育委員会が指定した幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の研究成果について実践事例集を作成し、広く普及します。

・教科、道徳、特別活動等の教職員研修の実施

千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、各教科、道徳、特別活動等に関する研修を実施している。研修の内容や実施方法を毎年見直しており、より実践的かつ効果的な研修を実施することで教職員の質・教育力の向上を図っています。

6 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」を活用して、実際に健康づくりに取り組んだ学級及び学校（県内の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の児童生徒の活動を報告していただき、審査の上、認定証を送ります。

学校全体で継続して取り組みを実践した学校は、審査後、優秀賞を授与します。

7 学校保健の推進

小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等を対象に、全国教員研修プラットフォーム「Plant」を活用した薬物乱用防止教育研修会をオンラインで開催します。

・少年サポート活動（薬物乱用防止教室）

少年の非行防止と健全育成のため、県内6か所の少年センターの少年補導専門員等が小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象に薬物乱用教室を開催していきます。

関係団体等と連携しながら、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を行っていきます。

・こどもを対象としたがん教育の推進

県及び拠点病院等を中心とした医療機関は、引き続き、市町村、教育機関、医師会、患者団体等の協力のもと、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんに関する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めるためのがん教育を推進します。

こどもの頃から、がんに関する正しい情報を自ら収集できるよう、「千葉県がん情報ちばがんび」による情報発信、国立がん研究センター「がん情報サービス」等の情報媒体の周知を図ります。

県は、引き続き、がん教育を実施している団体等を把握し、教育委員会と連携・情報共有することにより、外部講師の活用を促進し、がん教育の充実に努めます。

8 食育の推進

「ゲー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。

食育に関する様々な関係者が主体的かつ学校・家庭・地域と連携・協力し、地域に密着した食育活動が促進されるよう推進体制を強化するとともに、県民が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを進めていきます。

栄養士養成課程がある大学・短期大学・高等学校等の調理実習や、小・中学校の食育授業等に「おさかな普及員」を派遣し、県産水産物の消費拡大及び魚食普及の促進を図ります。

県内小・中学校の学校給食で県産水産物を提供し、魚食普及を通じた食育を推進します。

各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、地域の特色ある水産物に関する県民の理解を深めます。

・学校における食育の推進

食に関する指導事業地区別研究協議会では、教育事務所ごとに関係職員を対象とした食に関する指導のあり方等の研修を行い、食育に関する千葉県の施策や実践について学び、学校における食育の重要性について理解を深めます。

16校の食育指導推進拠点校での授業公開では、実際に授業を参観することや研究協議会での意見交換を行うことで、各校における食に関する指導を見直すことや指導体制づくりについて学びます。

高等学校と連携した食育活動支援事業では、豊かな圃場や施設を持つ本県の農業・水産系高等学校を支援校として、県内の高等学校ごとに幼稚園、小中学校から参加校を選定し、千葉県ならではの体験を取り入れた食育活動を展開し、その成果を県下に周知し、県全体の食育活動の一層の推進を図っていきます。

高等学校における食育の推進では、県内全ての高校1年生に向けて食育リーフレットを配付し、授業の中で活用し、食育の推進を図ります。

栄養教諭、学校栄養職員の資質向上を目的とした研修・講習会等の充実を図り、食に関する指導について知識を深め、実践に活かしていけるようにします。

・ライフステージに応じた適切な食生活の実践に向けた支援

市町村・関係団体・企業・飲食店等と連携し、食育の推進と食環境の整備を行います。

【現状と課題】

1 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

- ・情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、こども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化している
- ・多様化、複雑化する青少年問題に対応するためには、青少年相談員や青少年補導員などの地域ボランティア、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体など、多様な主体との連携を強化することが重要である

2 非行・犯罪防止

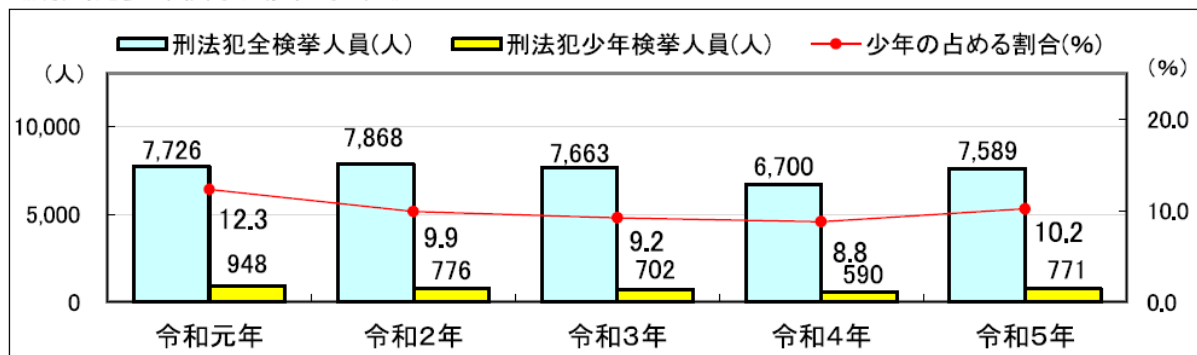
- ・本県における令和5年に検挙された万引・自転車盗等の刑法犯少年の総数は、771人で、平成22年から連続して減少していたものの、令和5年は増加に転じており、再犯者数は215人で再犯者率は27.9%と高水準で推移している
- ・「電話de詐欺」等の特殊詐欺で37人の少年が検挙されており、依然として「受け子」等として犯罪に加担している状況が見受けられる
- ・不良行為により補導された少年は9,647人で、行為別では喫煙・深夜はいかいが全体の約6割を占めており、年齢別では15歳～17歳の年齢層で全体の約7割以上を占めている
- ・少年による非行・犯罪を防止するためには、少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、市町村が委嘱する青少年補導員や警察などが委嘱する少年警察ボランティア・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組の更なる強化が求められる

3 立ち直り支援

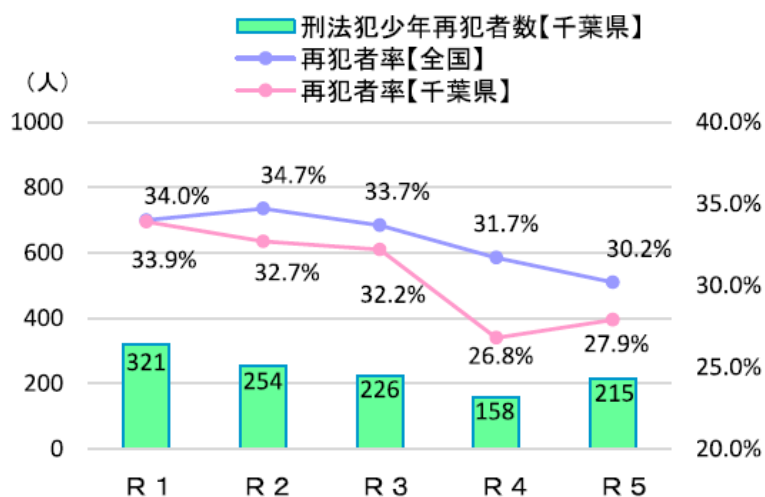
- ・犯罪や非行をした人及びその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある
- ・事件などに関わった少年や、問題を抱え非行に走る可能性がある少年と共に社会奉仕・体験活動等を実施し、立ち直り支援に取り組むことが必要

(関連データ)

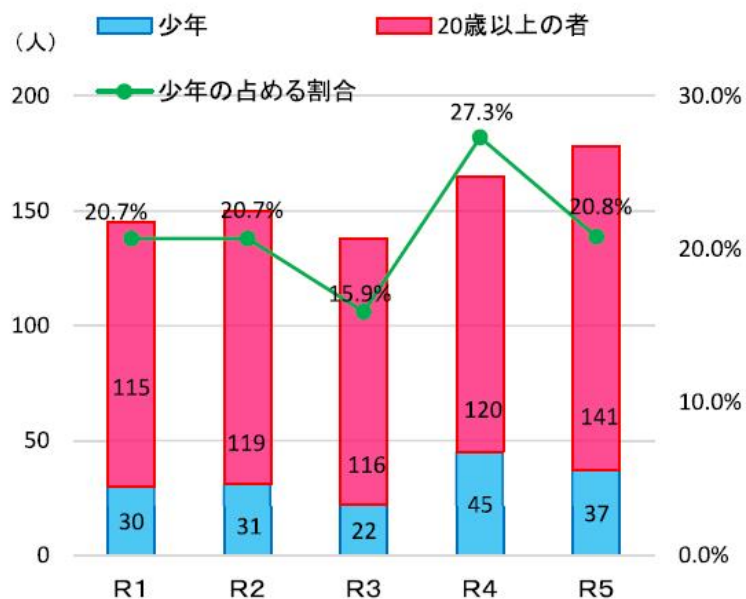
《刑法犯少年検挙人員の推移》



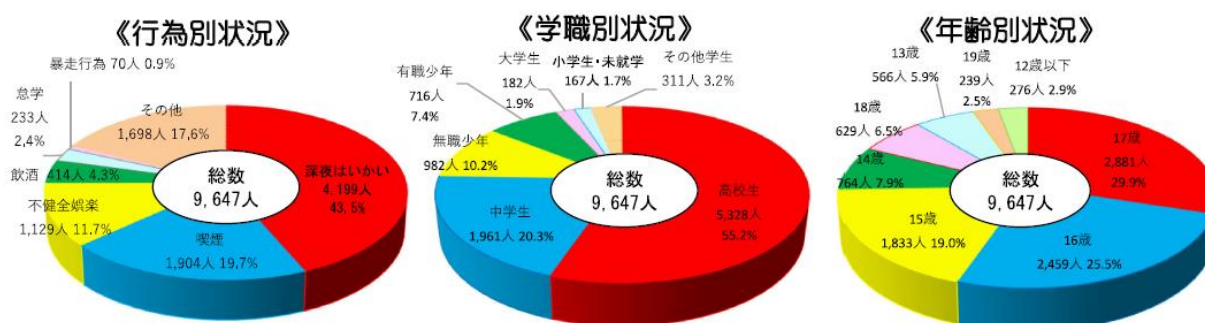
《刑法犯少年の再犯者率(全国・千葉県)》



《電話de詐欺検挙人員の推移》



《不良行為少年の補導状況》



(目標の設定)

資料：千葉県警察本部「ちばの少年非行」（令和6年版）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

1 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

県内の児童生徒を対象に青少年の健全育成や非行防止等を図るため、学校と警察が連携し、情報交換、情報共有を積極的に行います。

青少年相談員活動の充実を図るため、市町村や関係団体と連携して、地域における青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。

県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有し、青少年育成団体による多様な活動を推進します。

青少年育成を目的とする社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進します。

2 非行・犯罪防止

青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロールを実施するほか、広報・啓発活動を推進します。

青少年補導員や少年補導員等の活動の支援や担い手の育成・確保などにより、青少年の非行防止と健全育成に取り組みます。

チラシやSNS等を活用して、児童生徒及びその保護者への注意喚起や相談窓口の周知を行います。

柔道・剣道の指導などを通じた少年と警察官のふれあいの機会であるタッチヤング活動を行います。

3 立ち直り支援

非行防止や立ち直り支援、児童生徒の安全確保を目的とした協力要請があった学校を対象に、スクール・サポーターを派遣し、教職員への助言などを行います。

過去に警察が取り扱った少年の再犯を防止することなどを目的として、農業やスポーツといった様々な活動を体験させる「出前型」の支援活動を行います。

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を深めてもらうための広報・啓発を行います。

【現状と課題】

1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

- ・こども・若者が生きていく上で「居場所」があることは不可欠であり、全てのこども・若者が安心して過ごせる多くの場所を持てるよう、社会全体で支えていく必要がある
- ・一方、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にある
- ・国においては、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が定められ、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てが居場所となり、物理的な「場」だけでなく遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態が考えられることや、居場所と感じるかは本人が決めることであるなど、基本的な考え方が示され、自治体においても、計画的に推進していくことが求められている
- ・本県においては、これまでこども食堂や高等学校における居場所カフェへの支援、フリースクール等との連携などを実施してきている
- ・こどもの視点に立った居場所作りが求められている
- ・共働き家庭の子どもに限らず、放課後を安心・安全に過ごすことのできる居場所の確保は、全ての子どもにとって重要である

2 放課後児童児童対策

- ・共働き家庭の増加に伴い、子どもの安全・安心な居場所を求める声の増大など、放課後児童クラブのニーズは年々増加しており、待機児童数は依然として多い状況が続いている
- ・共働き家庭が子どもの小学校入学とともに、保育所に代わる預け先がなくなる、いわゆる「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するためには、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備が急務
- ・放課後児童クラブは保護者が安心して就労等ができるように支援する施設であるとともに、遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所であることから、職員の人材の確保と資質の向上が欠かせない
- ・施設整備や人材の確保を推進するため、放課後児童支援員の処遇改善や研修を通して資質の向上を図るなど、量と質の両面から充実を図ることが重要
- ・地域の方々の参画を得て、子どもが学習やスポーツ、文化芸術活動に参加することのできる「放課後子供教室」の取組は、子どもの社会性、人間性を培うと同時に、地域住民とのつながりを深めることにも役立つ
- ・「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するため、国は、平成27年度から「放課後子ども総合プラン」、さらに平成30年度からは「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)を策定し、放課後児童クラブの整備を進めてきた

- ・新プランが令和5年度末で終了を迎えるにあたり、目標に掲げていた152万人分の受け皿整備の達成や待機児童の解消が困難な状況を踏まえ、引き続き放課後児童対策の強化を図る必要があることから、令和5年度から6年度まで集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をまとめ、さらなる推進を図る必要がある

(関連データ)

○放課後子供教室設置校数

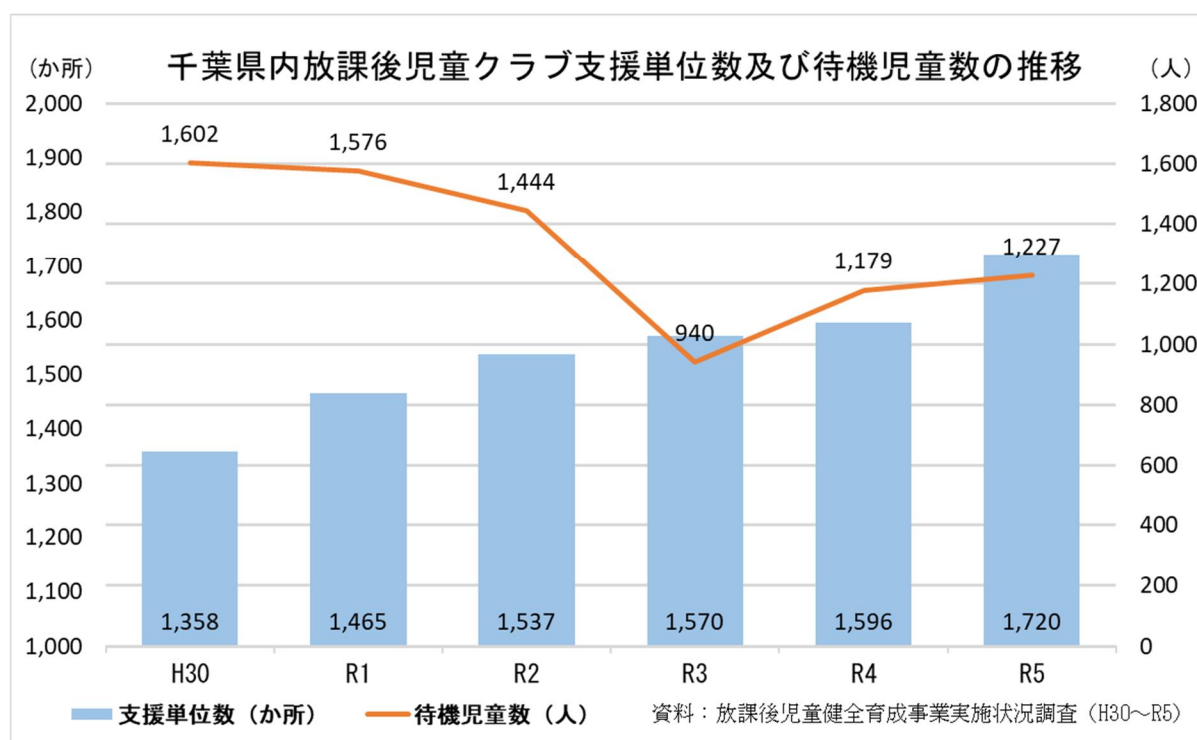
導入率(政令市除く)	R4	R3
放課後子供教室設置校	378校 (39 / 53 市町村)	364校 (39 / 53 市町村)

資料：千葉県生涯学習課「放課後子供教室実施状況」(令和3・4年度)

○コミュニティ・スクール導入状況

導入率(政令市除く)	R5	R4
千葉県全体	33.1%	17.8%
全 国	52.3%	42.9%

資料：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」(令和4年～6年度)



放課後児童クラブの利用申込み数（毎年５月１日現在）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
利用見込み数（人）	76,024					
利用可能数（人）	80,698					
放課後児童クラブ支援単位数（か所）	1,768	これから調査します				
一体的又は連携による放課後児童クラブ及び放課後子供教室（か所）	475					
放課後児童支援員（人）	5,009					

県における研修計画

（各年度）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
放課後児童支援員認定資格研修実施回数（回）（注１）	13 回	これから調査します				
放課後児童支援員等資質向上研修実施回数（回）（注２）	8 回					

（注１）１回あたり定員 120 人程度

（注２）１回あたり定員 200 人程度

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

高等学校と連携して、居場所カフェの開催に当たっての広報・周知等を行います。居場所カフェに中核地域生活支援センターの職員を派遣し、生徒と交流するとともに、必要に応じて相談支援を行います。

本事業において相談支援を行った場合は、必要に応じ、本人同意の上、高等学校の教職員と情報共有を行います。

2 放課後児童児童対策

・放課後児童クラブの設置を促進し、児童の健全育成を図ります。

待機児童を解消するため、学校内の余裕教室の活用に加えて、特別教室や学校図書館等のタイムシェアや、既存施設の空きスペースの確保、学校敷地外における放課後児童クラブの整備等を進める（市町村の具体的方策と合致させる）とともに、児童が安全・安心を確保するため、大規模クラブの規模の適正化に向けたクラブの分割について促進を図ります。

市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全ての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進します。

利用者のニーズに柔軟に対応するため、備品の整備や開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするため運営体制の拡充を支援します。

放課後児童支援員の資質と専門性の向上及び勤続年数や研修履修実績等に応じた処遇改善を支援します。

・放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施し、人材の確保、資質の向上を図ります。

放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者に対し、集合形式による放課後児童支援員認定資格研修を年12回程度実施し、人材の確保と質の向上を図ります。

・放課後児童支援員等資質向上研修を実施し、資質の向上、必要な知識及び技術の修得を図ります。

放課後児童支援員、放課後児童クラブや放課後子供教室で従事する者、行政担当者等に対し、地域の実情等を勘案し、集合形式とeラーニング形式のどちらでも受講可能な研修を実施し、資質の向上並びに必要な知識及び技術の修得を図ります。

なお、研修については、特別な配慮を必要とする児童への対応や、いじめ・虐待への対応に関する研修は必ず実施することとし、その他市町村ニーズを踏まえ、毎年度、見直しを行います。

・放課後子供教室を推進します。

- ・「放課後児童対策パッケージ」を活用し、市町村が「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室推進事業」の連携した取組を支援し、早期の待機児童の解消を図ります。

「新・放課後子ども総合プラン」の理念や掲げた目標等を踏まえつつ、「放課後児童対策パッケージ」を活用した早期の152万人分の受け皿整備の達成や、「地域学校協働活動推進委員会」を継続的に設置し、放課後対策の総合的な在り方の検討や放課後児童クラブと放課後子供教室の連携した取組の支援等を行うなど、早期の待機児童の解消を図ります。

- ・放課後子供教室の推進

全ての子どもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組む放課後子供教室を市町村と連携して推進します。

「新・放課後児童対策パッケージ」の推進に向けて「地域学校協働活動推進委員会」において、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的あるいは連携して進める取組など、放課後対策の総合的な在り方について検討します。

- ・家庭・地域と学校との協働により地域全体で子どもを育てる体制の構築

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を市町村と連携して推進します。

【現状と課題】

- ・ HIV 感染予防には、正しい知識の普及が重要であり、エイズに対する誤解や偏見による差別を払拭するためにも、学校におけるエイズ教育をより一層充実させる必要がある
- ・ 中学校においては、学習指導要領に基づき、エイズの疾病概念や感染経路についての理解の他、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて、高等学校においては、エイズの原因及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導している
- ・ 県教育委員会では、児童生徒のエイズに対する理解を促進するとともに、エイズに対する偏見や差別をなくすため、リーフレットを作成してホームページで提供し、授業での活用を呼びかけている
- ・ 学校における性教育は、学習指導要領に基づき、体育、道徳や特別活動など、教育活動全体を通じて行っている
- ・ 体育や保健体育において、小学校では思春期の体の変化、中学校では生殖に関わる機能の成熟、高等学校では、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題などの科学的知識を身につけ、また、道徳において、生命の尊さ、思いやりや相互理解等についても指導している
- ・ 実施にあたっては、児童生徒の発達段階をふまえ、保護者の理解を得つつ、学校全体で共通理解を図りながら、取り組んでいる
- ・ 県教育委員会では、悉皆研修として毎年度、各学校の教職員、約 1,200 名を対象として性教育研修会を実施し、指導力の向上を図っている
- ・ 令和 2 年度は新型コロナウイルスのため中止したが、令和 3 年度から令和 5 年度はオンライン開催（アストラを活用）で研修会を実施し令和 6 年度も、全国教員研修プラットフォーム「Plant」を活用し、オンデマンドで動画や資料を配信
- ・ 令和 4 年度は千葉県産婦人科医学会からの依頼を受け「学校性教育講師派遣窓口開設のお知らせ」を通知し、活用を呼びかけ、令和 6 年度は、予期しない妊娠に関する相談窓口「にんしん SOS ちば」の周知を、カードの配付等を通じて高等学校を中心に進めている

(関連データ)

性教育研修会のテーマと参加者数

年度	講演会テーマ 講師
平成30年度	「今、学校で求められる性教育」 講師 日本学校保健会 事務局顧問 並木 茂夫 氏
令和元年度	「性別で見る多様性と人権 ～見えない/見せないしんどさを抱える子どもに向き合う～」 講師 ダイバーノン 代表 飯田 亮瑠 氏
令和3年度	「体、守るのは自分だよ」～産婦人科医による性教育～ 講師 聖順会 ジュノ・ヴェスタ クリニック八田 八田 真理子 院長
令和4年度	「大切なからだの話」 講師 聖順会 ジュノ・ヴェスタ クリニック八田 八田 真理子 院長
令和5年度	「性のトラブルを相談してもらえ大人になるために」 講師 行徳総合病院 婦人科 坂本 愛子 医師
令和6年度	「大人が知るべき性知識～文科省『いのちの安全教育』をどう導入すべきか～」 講師 行徳総合病院 婦人科 坂本 愛子 医師

資料：保健体育課（令和6年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

児童生徒やその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。【再掲】

・「性に関する教育」普及推進事業

学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施します。

公立学校教職員を対象に、全国教員研修プラットフォーム「Plant」を活用した性教育研修会をオンデマンドで開催します。

医師、健康福祉部疾病対策課職員、教員、保健体育課職員で構成される「性教育連絡協議会」を実施します。

健康福祉部児童家庭課と連携し、予期しない妊娠に関する相談窓口「にんしんSOS ちば」の周知を、カードの配付等を通じて高等学校を中心に進めます。

2 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等

・妊娠・出産などライフデザインの形成支援

学校教育におけるエイズ教育の推進と充実を図る事業の実施【再掲】

「エイズ教育用リーフレット」の広い啓発を図るため、同リーフレットの内容を毎年更新し、ホームページに掲載します。

「世界エイズデー」の広報活動として、「夢気球」に取組の紹介をします。

文部科学省から通知される「HIV 検査普及週間」について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

健康福祉部疾病対策課から依頼される世界エイズデーポスターコンクールの実施について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

健康福祉部疾病対策課から依頼される青少年に対するエイズ等性感染症対策の充実について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

【現状と課題】

1 主権者教育の推進

- ・児童生徒が、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解し、有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導が必要
- ・また、自らの意見を表明する機会の確保が求められる

2 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進

- ・令和4年4月から実施された成年年齢引下げを踏まえ、若年層の消費者被害を未然に防止するためにも、若年者への消費者教育を推進する必要がある

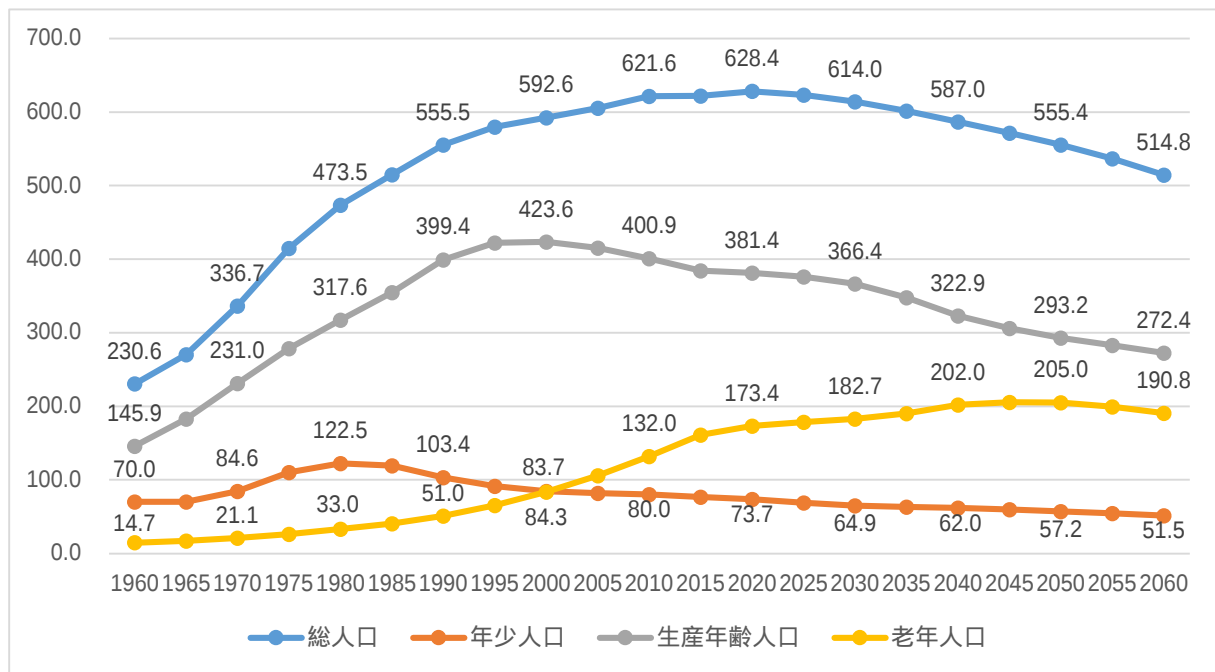
3 ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

- ・本県の人口は、2020年に624万8千人だったが、2021年には、本県においても、社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入り、年々減少していき、2060年には514万8千人まで減少することが予測されている
- ・このような人口減少が続いている中、若い世代に人口減少問題を身近に感じてもらうことにより、自身のライフスタイルを考えるきっかけにしてもらうとともに、結婚、出産、育児等の行政・企業等に対する具体的な支援策を把握し、施策を検討する必要がある

4 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

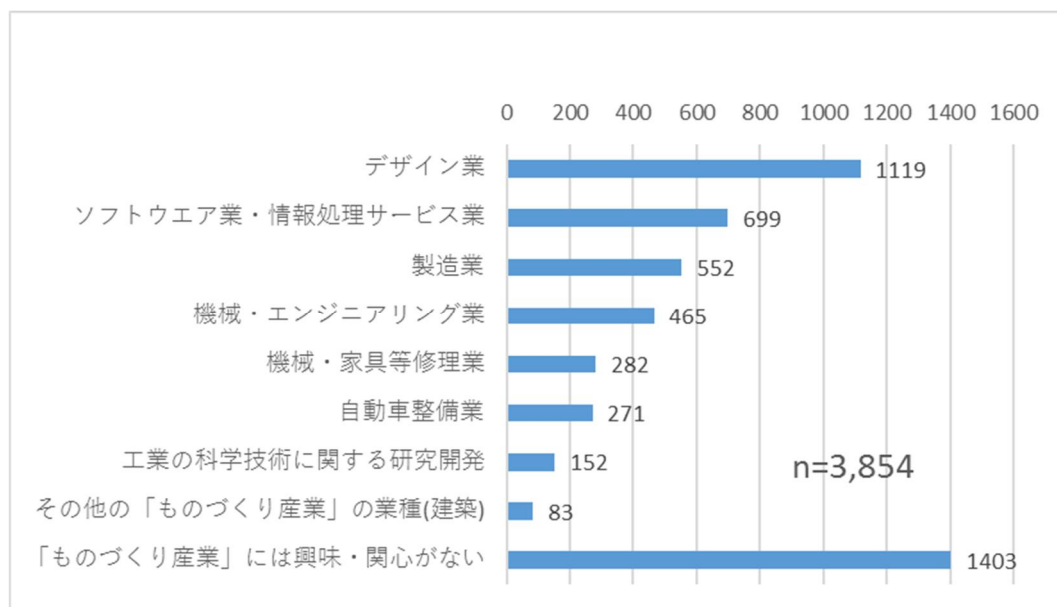
- ・アルバイトや就職活動を始める前に、労働法制度や社会保険などに関する基本的な知識を身に付け、労使間のトラブルを未然に防ぐことができるよう、教育・啓発を実施する必要がある
- ・若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象にテクノスクールにおいて、様々なものづくり体験コースを実施している
- ・若者のものづくり離れが進む中、ものづくりの魅力に関する情報発信を強化する必要がある
- ・農業従事者の減少・高齢化が進み、生産基盤の脆弱化が危惧されるため、新規就農者をはじめ農業を支える人材の確保が必要となっているが、新規就農者数は伸び悩んでいることから、新規就農者の確保・定着を更に促進するため地域における支援の仕組みの強化が急務
- ・本県の水産業は従事者の減少・高齢化により生産力の低下に直面しており、次世代を担う人材を確保・育成することが急務となっており、特に新規就業者の確保に向けては、都市部での潜在的な就業希望者の掘り起こしや漁村への定着支援などを推進する必要がある

(関連データ)
総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：千葉県「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」における県推計

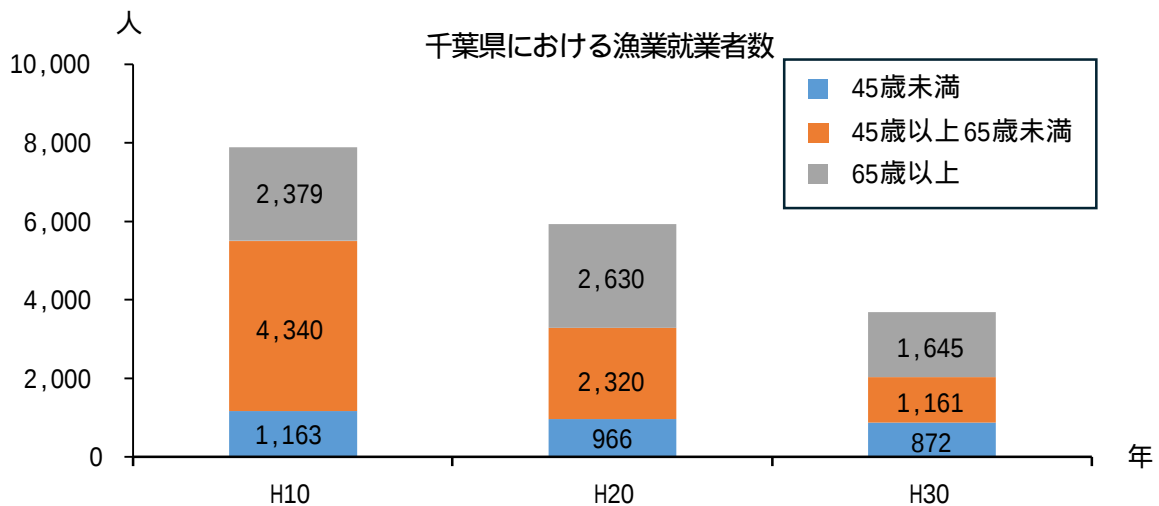
図 高校生のものづくり産業への関心



資料：千葉県産業人材課「千葉県の職業能力開発の推進に係るアンケート調査」（令和3年7月）

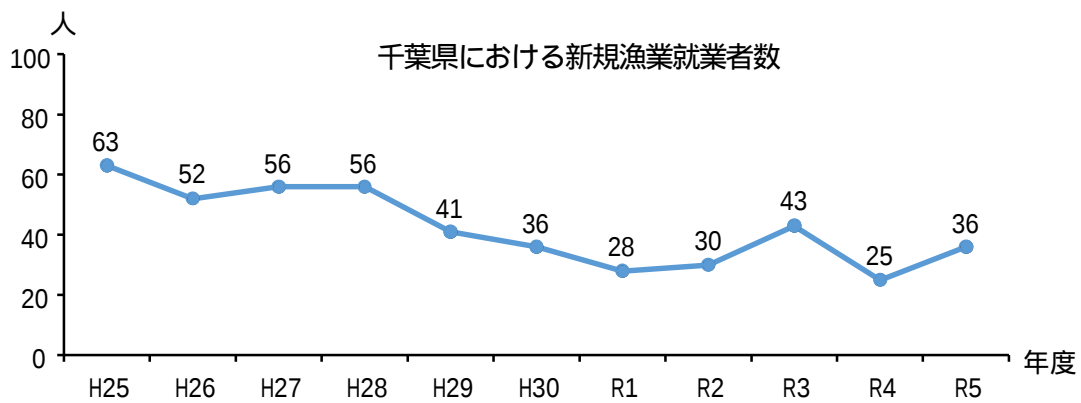
年度	R1	R2	R3	R4	R5
新規就農者数	317	314	377	340	321

資料：千葉県農林水産部担い手支援課 調べ



資料：漁業センサス「千葉県における漁業従事者数」

漁業就業者：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者



資料：千葉県水産課「新規漁業就業実態調査」

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 主権者教育の推進

国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導を行います。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施します。

中学生自らが、主張を正しく伝え理解してもらう力などを身に付ける機会として、「中学生の主張」大会を開催し、青少年の健やかな成長を促します。

2 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進

子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。

実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会を実施するなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進します。

・成年年齢下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進

消費者教育推進のための教育機関との連携の強化

教職員に対する研修及び情報提供の充実

教育現場等で活用できる消費者教育教材の充実と情報提供

3 ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

大学等と連携・協力し、人口減少が地域社会に与える影響を伝えることで、若い世代が自身のライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。

4 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

働く上で必要な労働法等の基本的知識を身に付けることができるよう、高校生を対象にワークルールを学ぶ講座を実施します。

テクノスクールにおいて、小・中・高校生等を対象としたものづくり体験を実施し、若者のものづくりへの興味・関心を高める取組を行います。

水産業に関する知識や体験を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が開催する水産教室等の開催を支援するほか、高校生を対象とした体験漁業を実施する。

子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。

また、子どもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進します。

・農業内外からの新規就農者の確保・定着の促進

農業内外からの新規就農者の確保を進めるため、公益社団法人千葉県園芸協会や一般社団法人千葉県農業会議等の関係機関と連携し、就農相談窓口の設置や就農相談会の開催、国の就農資金の交付、地域における就農希望者向け研修等を行います。

新規参入者を確保するため、異業種就業者や二地域居住者などへのアプローチによる就農意欲の喚起を図ります。

新規就農者の定着促進を図るため、国の就農資金の交付、新規就農者向け補助金の活用促進、栽培技術と経営能力の向上のための各種セミナーの開催、地域の農業者との交流を促進します。

地域の関係機関や指導農業士をはじめとした農業者等が一体となって新規就農者を受入れ、育成する体制作りを進めます。

・**県立農業大学校における教育・研修の充実**

次代を担う農業者を育成するため、スマート農業などの教育カリキュラムの強化や施設の大規模改修などにより、県立農業大学校における教育・研修の充実を図ります。

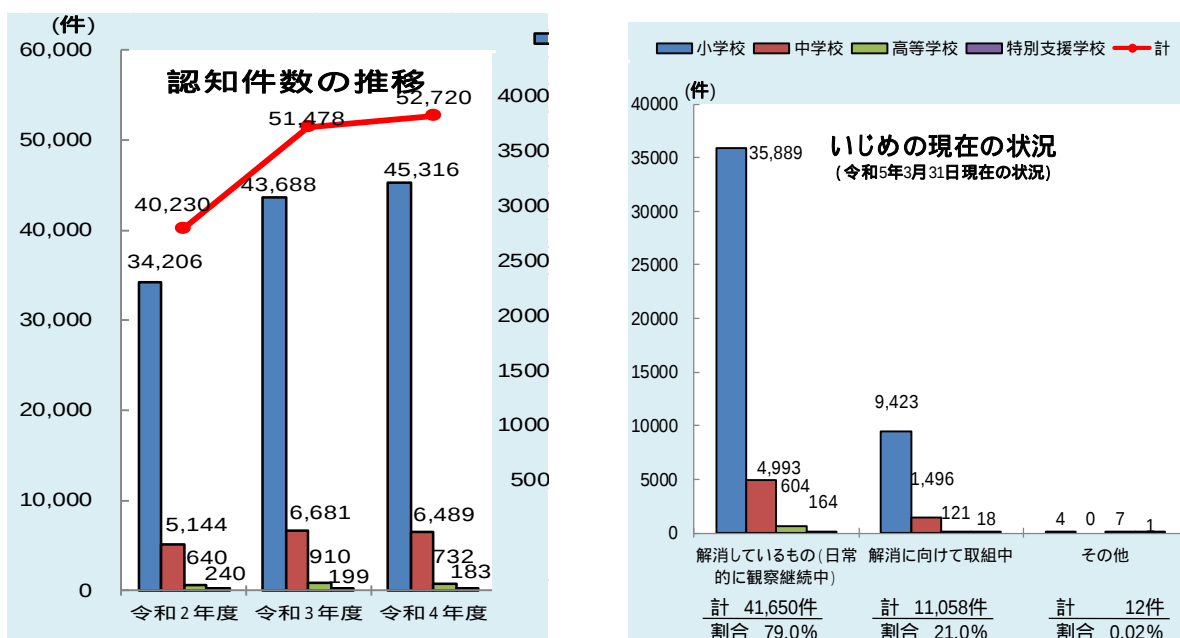
就農希望者の確保に向けて、インターンシップ制度の充実や、本県農業の担い手育成の中核機関である農業大学校と、農業関係高校や各種農業団体との連携を進めます。

- 2 - いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

- ・令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、52,720件で、前年度より1,242件増加している
- ・いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがある
- ・いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応に向けた取組の推進が求められている

(関連データ)



資料：千葉県児童生徒安全課「問題行動調査」（令和4年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 いじめ防止対策の強化

いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。

児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進します。

指導資料集等を活用し、いじめの態様などに応じた実効的な対応能力の向上に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見、組織による対応等について、教職員研修を実施します。

いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。

インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

2 地域におけるいじめ防止対策の体制構築・連携強化

教育機関との連携を一層強化し、制度の積極な活用を推進していきます。

学校・警察連絡制度は、千葉県内の児童生徒を対象に少年の健全育成、非行の抑止及び犯罪被害に遭わせないようにすることを目的として、平成16年から千葉県教育委員会等と協定を締結し、運用しています。

3 いじめの重大事態の収集・分析等

各学校におけるいじめ重大事態報告書を収集します。

報告書の分析をとおして、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出します。

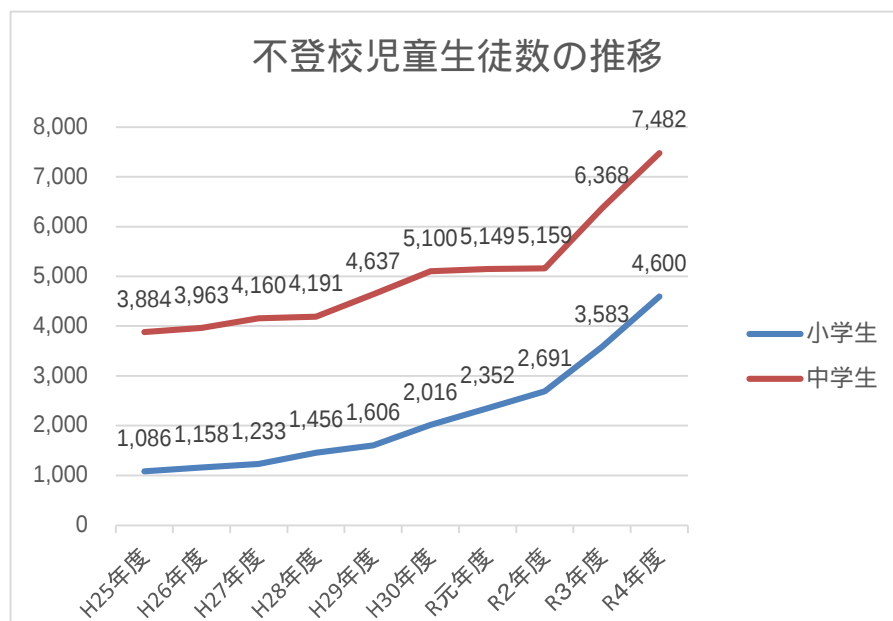
課題の内容を整理し、初期対応や同種の重大事態の再発防止に向けた方策を検討します。

各種研修において、各学校におけるいじめの認知の仕方や初期対応の重要性について周知し、指導・支援を行います。

【現状と課題】

- ・令和4年度の国の調査では、本県の公立学校の不登校児童生徒数は、小学校で4,600人、中学校で7,482人と小・中学校ともに過去最高となり、憂慮すべき状況
- ・国においては、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(いわゆる教育機会確保法)が制定され、同法の趣旨を踏まえた各種の取組が行われているところだが、全国的にも不登校児童生徒の増加傾向は続いている
- ・本県では、不登校の子供の主体性を尊重し、多様な学習機会を確保するため、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」を令和5年4月に施行し、この条例に基づき、これら施策を総合的に推進するための基本方針を本年3月に策定し、不登校児童生徒への支援を推進することとしている
- ・不登校となる要因が複雑化・多様化する中で、児童生徒が自分に合った学びを継続できるよう、学校や家庭、県内各所の教育支援センターやフリースクール等の民間団体や様々な支援機関等が連携し、不登校児童生徒への支援の充実に取り組む必要がある

(関連データ)



○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー相談件数(延べ件数)

	令和5年度
スクールカウンセラー	154,299 件
スクールソーシャルワーカー	32,861 件

資料：千葉県児童生徒安全課「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー活動状況調査」

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 教育機会確保法等の趣旨や施策の周知

学校の教員等が出席する各種会議の場において、国の法令や千葉県不登校児童生徒の教育機会を確保する条例等について、その趣旨や具体的な施策等を説明するとともに、教育支援センターやフリースクール、相談機関等、不登校児童生徒の支援に関係する様々な情報を1つにまとめたサポートガイドを作成し、保護者等へ配付するなど、不登校支援に関する情報を確実に届ける体制を構築します。

2 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化

学校においては、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員等が連携し、組織的な教育相談体制の充実を図るとともに、校内教育支援センターへの教員の加配や不登校児童生徒支援チームの派遣などをおして、さらなる支援の充実を図ります。

子どもと親のサポートセンターでは、不登校児童生徒や保護者のニーズを踏まえて、オンライン教育相談を実施するなど、多様な相談機能を機能の強化を図ります。

これらの取組をより確実にするため、不登校児童生徒の支援に関わる各相談機関の間でネットワークを構築し、児童生徒への支援・指導の一層の充実を図るため、事例研究協議や研修等により、教育相談担当者や指導員の資質の向上を図ります。

また、不登校状態にある生徒に多様な学習の場を提供するため、中学生を対象としたオンライン授業配信を実施します。

3 不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析

不登校児童生徒の状況等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、市町村教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究を行います。

【現状と課題】

- ・生徒指導提要の改訂により、県立高等学校においては校則の内容を学校のホームページに公開するとともに、制定した背景と見直す場合の手続きを示した上で、児童生徒・保護者が何らかの形で関わり見直しを進めることとされた
- ・個々の内容について、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるか、また、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、児童生徒にマイナスの影響を与えていないかなどの観点から、見直しが必要と考えられるものがある
- ・学校現場をめぐる様々な状況が大きく変化する中、生徒指導のニーズもこれに合わせ大きく変化していることから、これまでのような頭髪や服装の一律の規制を含めた生徒指導の在り方を見直す必要がないか、今後の方向性について具体的に検討を行う必要がある

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

● 校則の見直し

学校が日常的な指導として行うことと、違反した場合に、何らかの特別な指導を行うものなど、児童生徒が厳に守るべき規則として全体への周知が必要なものに分けて考えます。

頭髪や服装等、規則の内容によっては、学校内のルールであり、学校外や休日の生活まで規制するものではないなど明示することで、不要に児童生徒の行動を制限しないことも重要として見直します。

本来、児童生徒と保護者の間で、決定されるべき事柄について、学校が一律に禁止等している場合は、その判断を家庭に委ねるよう見直します。

過去に指導していたが、現在は、運用していない規則は、実態に合わせ見直します。

児童生徒によって異なる規則を設けている場合は、その内容が、学校の教育目的に照らして適切な内容か確認し、見直しを行います。

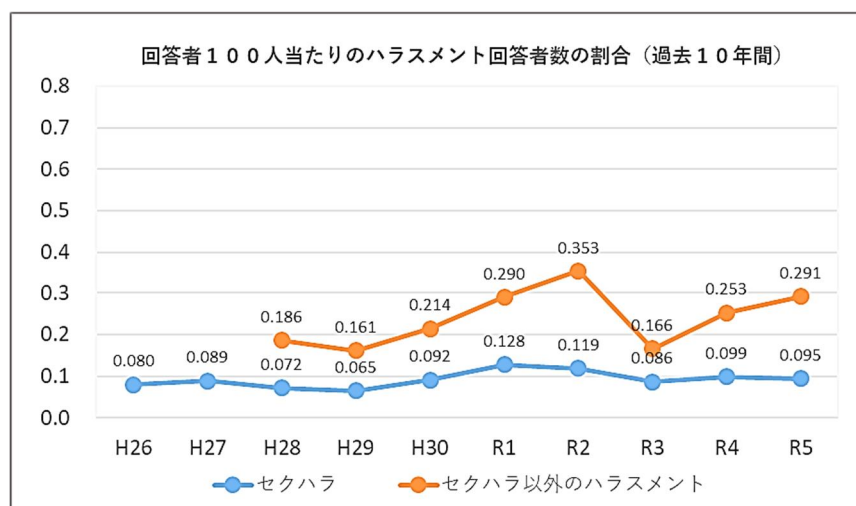
児童生徒それぞれの体調・健康管理に委ねるべきものに不要な規制を設けていないか確認し、見直しを行います。

- 2 - ハラスメント等の防止

【現状と課題】

- ・学校におけるセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ、以下「セクハラ」という。）及びハラスメントに関する児童生徒及び教職員の実態並びに体罰の実態を把握するとともに、セクハラ等及び体罰を根絶し、より良い学校環境を構築することを目的に、平成16年度から、調査内容等の変更を重ねながら、実態調査を実施
- ・令和5年度は、千葉市立学校を除く公立市町村立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒468,790人に対し、アンケート調査を実施
- ・回答者425,232人中、セクハラと感じ不快であったとの回答が402人、セクハラ以外のハラスメントを受け不快であったとの回答が1,239人
- ・令和4年度と比較すると、セクハラが22人の減少、セクハラ以外のハラスメントが157人の増加
- ・セクハラ以外のハラスメントは、特に、小中学校で増加傾向にあり、社会の関心が高まったこと、児童生徒及び保護者のハラスメントに対する意識が向上していることが、その要因として考えられる
- ・学校におけるハラスメント等の根絶に向け、教職員一人一人が、その職責の重要性の自覚を高め、人格を尊重した言動及び対応を行い、子供の安全を守るための行動がとれるよう、意識改革を進めていかなければならない

（関連データ）



「セクハラ以外のハラスメント」は、平成28年度から調査を開始。

資料：千葉県教育庁教職員課「セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査」（令和5年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

・児童生徒への啓発

児童生徒を対象としたハラスメント動画の作成・提供

これまでのセクハラ等及び体罰に関する実態調査の結果を踏まえ、児童生徒が、ハラスメントに関する知識等を学ぶための動画を作成し、各学校に配付します。

高校生を対象としたハラスメントの法的知識を学ぶ機会の提供

法律の専門家の協力を得て、高校生が、今後、社会で働くにあたり、ハラスメントの被害者及び加害者にならないための法的知識を学ぶ機会を提供します。

・教職員向け研修資料の作成

心理及び法律の専門家の協力を得て、教職員に対し、安全配慮義務を考えさせたり、体罰及び不適切な指導で法的責任を問われたりするなど、事例検討形式の研修資料を作成し、各学校における不祥事根絶研修において使用することで、教職員の意識改革を図っていきます。

・各種相談窓口の周知

セクハラ等及び体罰実態調査時に、各関係機関が設置する相談窓口を、調査対象となる児童生徒及び教職員に配付しています。引き続き、相談窓口を周知し、ハラスメントの早期発見、根絶に向けた取組を行っていきます。

【現状と課題】

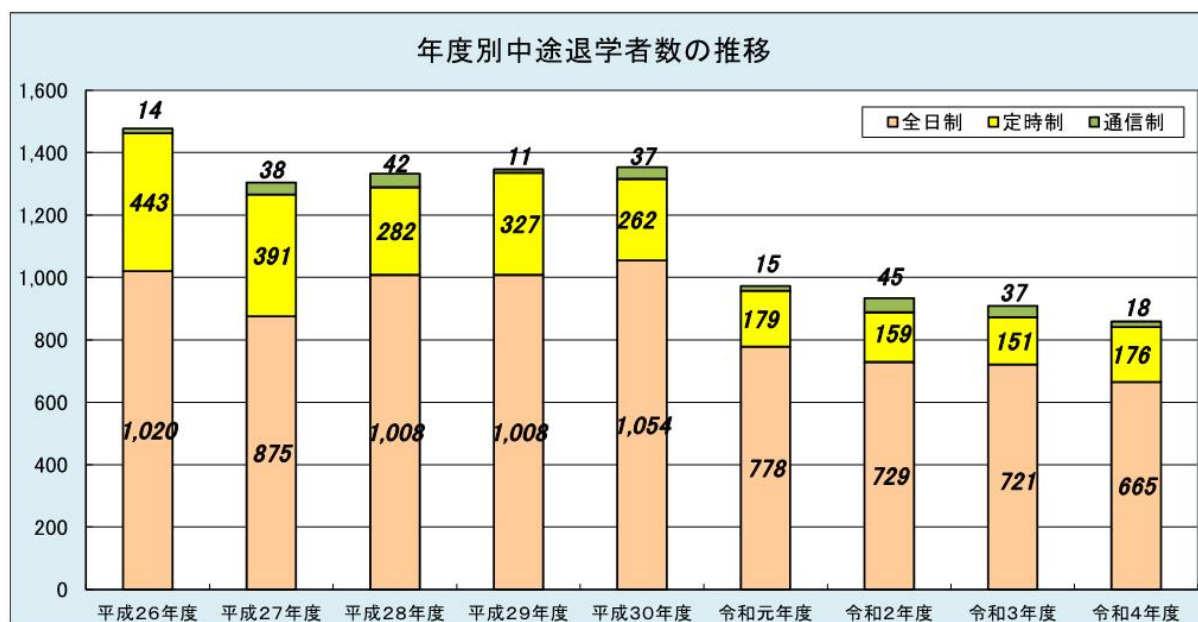
1 高校中退の予防

- ・令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立高等学校の中途退学者は859人で減少傾向にある
- ・中途退学理由は学校生活・学業不適応が最も多く、フリーターやニートなどにつながっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められている

2 高校中退後の支援

- ・高校中退者は様々な悩みを抱えていることが多いことから、高校中退者が次のステップに歩み出せるような相談体制及び高校中退者の孤立防止、生活面の安定、将来の貧困防止などの観点から各種支援が必要

（関連データ）



資料：千葉県児童生徒安全課「問題行動調査」（令和4年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

1 高校中退の予防

学業不振、学校生活への不適応などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整備します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。

また、子どもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進します。

2 高校中退後の支援

ちば地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。

支援を必要とする生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【現状と課題】

- ・技術革新により社会が激しく変化する中で、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした若者の学び直しを支援することにより、生涯にわたって活躍していくことが求められている
- ・県立図書館は、知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、中核的公立図書館の役割を担っている
- ・ものづくりマイスターの派遣による実技指導を中心に、学生生徒を含む若者にもものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への入職・企業の人材確保・育成を促すため、ものづくりマイスターの認定、派遣を行った
- ・ものづくりマイスター制度の認知度向上に向けた広報が課題となっている・県立学校体育施設開放事業では、広くスポーツの健全な普及・発展を図ることを目的に実施しており、スポーツ活動の場を確保する上で大きな役割を担っている
- ・本事業の運営面では、施設の管理や利用団体との日程調整等、様々な問題を抱えている
- ・指定校の教育活動を優先しながら、教育施設の有効活用を念頭におき、学校という貴重な資源を地域全体で共有するという考え方を更に広めていくことが求められる

(関連データ)

- ・ものづくりマイスターの認定状況（令和5年度）
 - ものづくりマイスター認定者数 22名（認定職種17職種）
 - ものづくりマイスターDX認定者 1名（認定職種1職種）
- ・ものづくりマイスターに対する指導技法等講習の実施（令和5年度）
 - 実施回数 2回
 - 受講者数 5名
- ・ものづくりマイスターによる実技指導等の実施状況（令和5年度）
 - 企業及び業界団体 58件（延受講者数 650人日）
 - 高校以上の学校 106件（延受講者数 1801人日）
 - ものづくり体験教室等 2件（延受講者数 17人日）
 - その他 1件（延受講者数 171人日）
- ・若者に対する「ものづくりの魅力」発信（令和5年度）
 - 対象者 地域若年サポートステーション事業の支援対象者
 - 件数 18件（延受講者数 940人日）
- ・熟練技能者等による学校授業等への派遣指導（令和5年度）
 - 件数 4件
 - 参加者数 174人

調査年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県立学校体育施設開放事業登録団体数	254	267	279

県民の運動・スポーツに関するアンケート調査より（生涯スポーツ振興課実施）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 高等教育段階の修学支援

・ものづくりマイスターの開拓・支援

職種別認定状況、実技指導等の派遣ニーズを踏まえ、ものづくりマイスター候補者の開拓（掘り起こし）を行い、認定・登録を進めます。

様々な派遣ニーズに対応できるよう、認定職種数の拡大を図ると共に、派遣ニーズが高い職種については、十分なマイスターの手当てがなされるよう、重点的に開拓を進めていきます。

実技指導をより適切かつ確実に実施するためには、「指導力」や「本事業に対する理解」を確保することも重要であるため、認定されたマイスターに対し、制度の趣旨や実技指導の重要性を説明するとともに、指導技法等講習の必要性を周知し、活動する際の条件等について十分に説明を行います。また、マイスターの指導技法の習得・向上のため、訓練施設指導員等が講師となり、認定されたものづくりマイスターを対象に講習を行います。

2 高等教育の充実

・若年技能者・学生生徒の人材育成に係る相談・援助

「地域技能振興コーナー」の相談窓口において、人材育成に係る実技指導等の相談・援助、ものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。また、実技指導に必要な設備を確保できない企業等には、公共職業施設等からの施設・設備の借用等についてコーディネートを行うなど、各企業等の事情に応じたきめ細かい対応を心がけます。

県内の中小企業、業界団体、教育訓練機関の指導ニーズを把握するため、過去に実施したアンケート調査結果等を活用するなどし、適切にニーズを把握しながら、効果的なマッチングに努めます。

・リカレント教育推進事業

産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進めます。

3 生涯学習社会を目指した取組の推進

県民の生涯スポーツの推進及び県内のスポーツの普及・振興を図るため、県立学校の体育施設を開放し、県民に広くスポーツをする機会と場所を提供します。また、各開放校の課題・要望等を把握し、「開放校が開放しやすく」「利用者相互が利用しやすい」環境を整備することにより開放を促進し、地域スポーツの推進を図ります。

県立図書館は、子どもを含めた全ての県民が図書館サービスを利用できるよう、市町村立図書館等（図書館未設置市町村における公民館図書室などを含む）学校図書館、大学図書館等からなる図書館ネットワークを活用し、支援や連携を行います。また、課題解決支援図書館として、子ども・若者を含めた幅広い世代の課題解決支援のため、調査研究に役立つ資料の収集と情報の提供、各種講座などを実施しています。さらに、デジタル技術等を利用した手続き・サービスのオンライン化や電子書籍の導入等により、居住地や時間帯を問わず利用できる非来館型サービスや、読書バリアフリーへの対応を進め、誰もが利用しやすい県民サービスの向上を推進します。

【現状と課題】

1 若者の自立・就労支援

- ・厚生労働省によれば、新規学卒者の就職率は9割を超えているが、令和5年度における新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、新規高卒就職者が37.0%、新規大卒就職者は32.3%となっており、とりわけ、規模の小さい事業所や一部の業種においては、さらに離職率が高くなるなど、若年者の早期離職への対応が課題となっている
- ・令和5年「労働力調査」(総務省)によると、令和5年のいわゆるフリーターは134万人、15歳から44歳までの無業者は96万人、と、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められている・少子化の進展により若年層の労働人口が減少していること、また、若年者の失業率が全年齢層の中でも高いことなどから、職業訓練や就労支援の取組の必要性が高まっている

2 若者にとって魅力ある地域づくり

- ・新型コロナウイルス感染症拡大による働き方等のライフスタイルの変化を契機として、若者の移住・定住に対する関心が高まっていることから、千葉で実現できる様々なライフスタイルを積極的に発信していくとともに、人々が住み・働き続けていけるよう雇用の場を創出し、地域での定住につなげていくことも必要
- ・地域から若者が都市部に流出していることを踏まえ、どの地域に暮らす若者にとっても、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する必要がある
- ・本県の水産業は従事者の減少・高齢化により生産力の低下に直面しており、次世代を担う人材を確保・育成することが急務となっています。特に新規就業者の確保に向けては、都市部での潜在的な就業希望者の掘り起こしや漁村への定着支援などを推進する必要がある

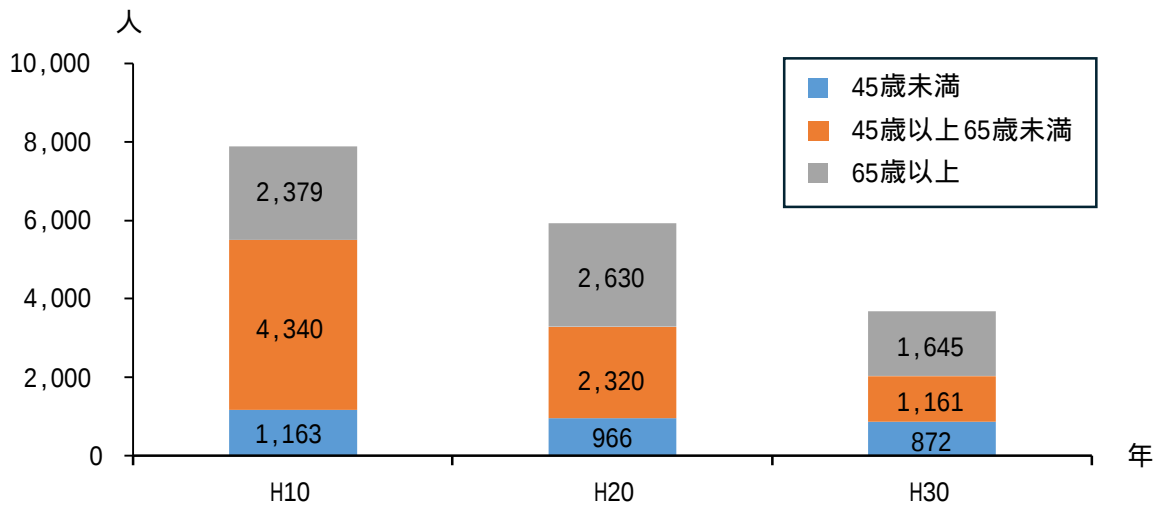
3 「賃上げ」に向けた取組

- ・若者の経済的基盤の安定を図るためには、企業の成長、賃上げ、消費拡大という好循環を生み出し、持続可能な地域経済を構築していくことが重要
- ・賃上げが持続的なものとなるよう、企業において、労務費を含む適切な価格転嫁を進めるとともに、併せて、働き方改革や業務効率化の一層の推進、働き手のスキルアップ等に取り組み、生産性を向上させていく必要がある

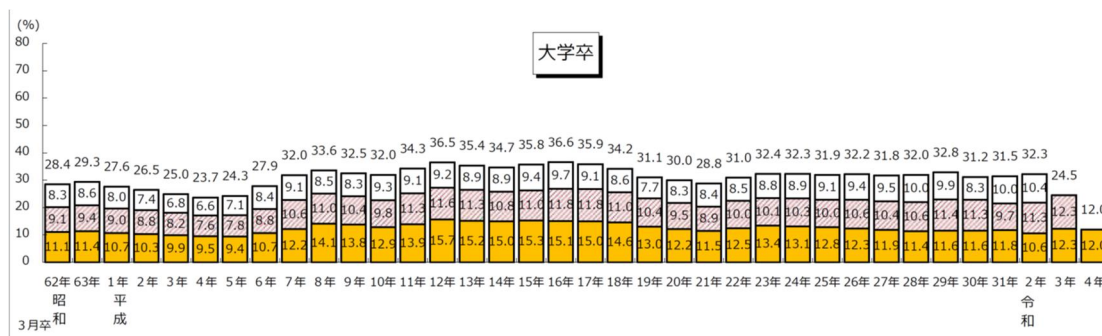
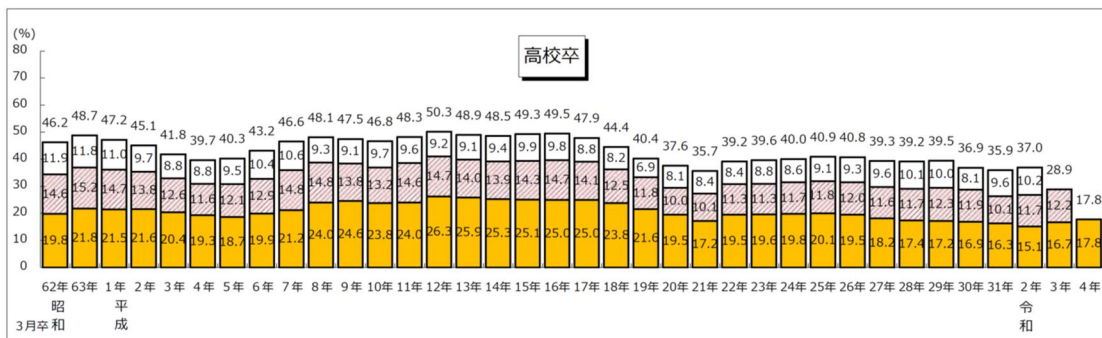
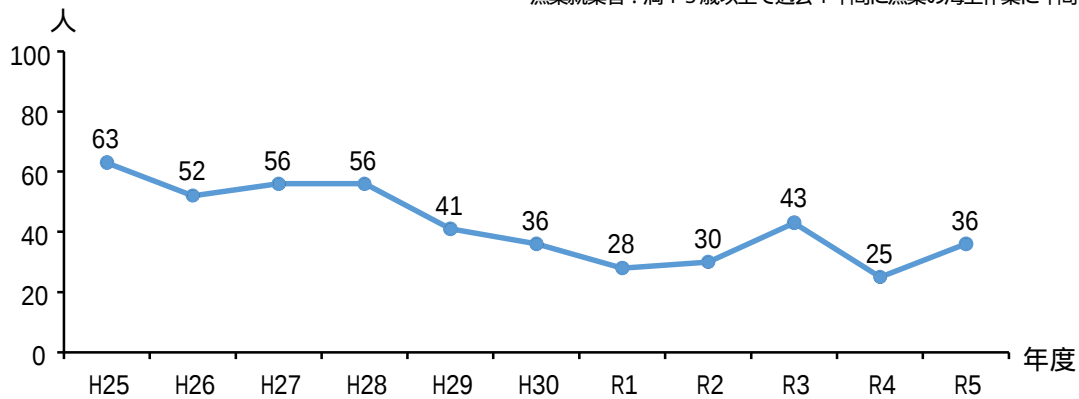
4 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

- ・テクノスクールにおいて、学卒者をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施

(関連データ)

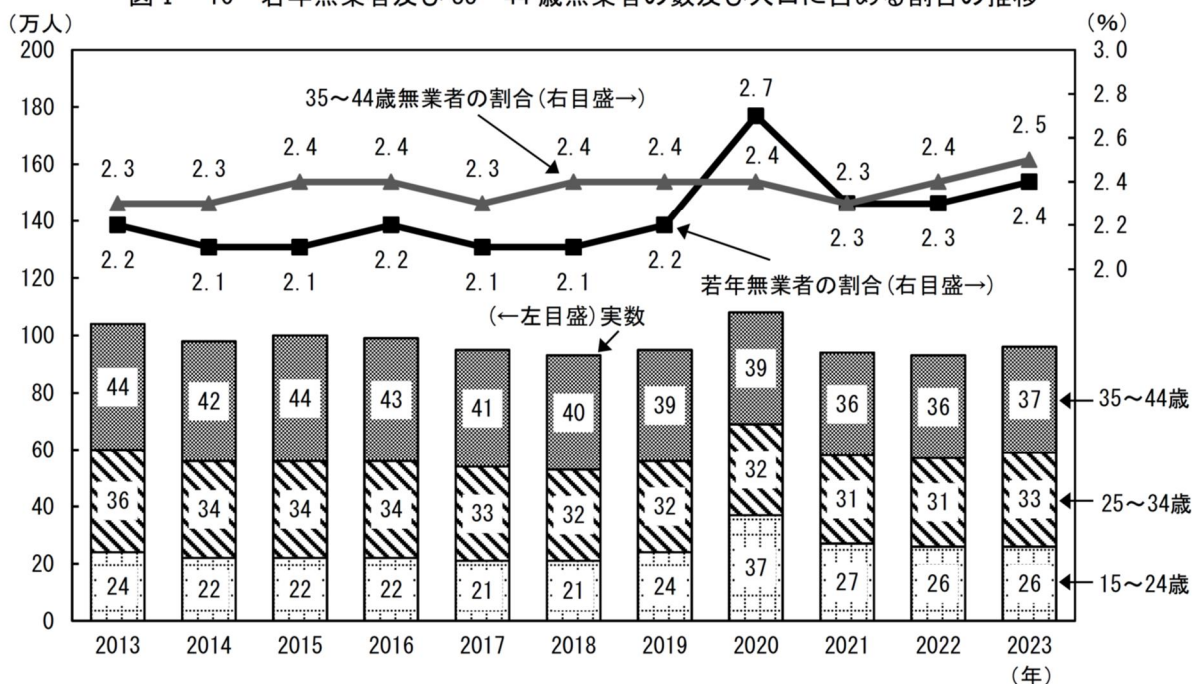


漁業就業者：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者



資料：厚生労働省「学歴別就職後3年以内離職率の推移」（令和5年度）

図 I - 10 若年無業者及び 35～44 歳無業者の数及び人口に占める割合の推移



注) 1. 若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。

2. 35～44歳無業者：ここでは、35～44歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（令和5年）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

1 若者の自立・就労支援

ジョブカフェちばにおいて、職業観の養成から、職業能力の向上、併設のハローワークによる職業紹介まで、若者が仕事に就くまでのサービスをワンストップで提供していくとともに、キャリアカウンセラーが、若者一人ひとりの個性や適性に応じた仕事や進路について継続的に相談に応じるなど、きめ細かな支援を行います。また、市町村や地域の企業、学校等との幅広い連携、協力のもと、各種セミナーや若者と企業の交流事業など、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。

ちば地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。

2 若者にとって魅力ある地域づくり

千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進するため、県内の仕事や暮らしに関する情報を一元的に収集・提供し、県内企業への就労を支援します。

漁業への就業を希望する若者を支援するため、漁業体験や漁業技術研修を実施します。

3 「賃上げ」に向けた取組

企業が持続的に賃金の引き上げを行うためには、生産性の向上や適切な価格転嫁などにより、賃上げの原資を確保できる環境を整備することが重要です。

このため、県では、デジタル技術の活用促進に向けた伴走支援を強化するとともに、従業員のリスクリングへの支援など、賃上げの環境整備に向けた様々な方策に取り組んでいます。

4 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

県立テクノスクールにおいて、学卒者や離職者に対し、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施します。また、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。

【現状と課題】

- ・結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で若い世代が自らの主体的な選択により望んだ場合には、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要である
- ・少子化の背景には様々な要因がある中で、出会いの機会の減少も一つの要因とされている
- ・県では、国の交付金を活用し、地域の実情に応じて市町村が実施する婚活支援に関する取組を支援してきた
- ・結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援として、各ライフステージに応じた情報を配信するウェブサイト「チーパス・スマイル」において、市町村が実施する婚活イベントや、独身者向けセミナーなどの情報を配信している
- ・結婚を希望する方の出会いの場を効果的に創出するため、千葉県少子化対策協議会と連携しながら、広域的な結婚支援事業を展開することが求められている

(関連データ)

【検討中】

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

国の交付金を活用し、地域の実情に応じて市町村が実施する婚活支援に関する取組を支援します。

市町村が実施する婚活イベントや、独身者向けセミナーなどの情報を配信します。

結婚希望する方の出会いの場を創出するため、市町村等と連携した広域的な結婚支援事業を展開します。

【現状と課題】

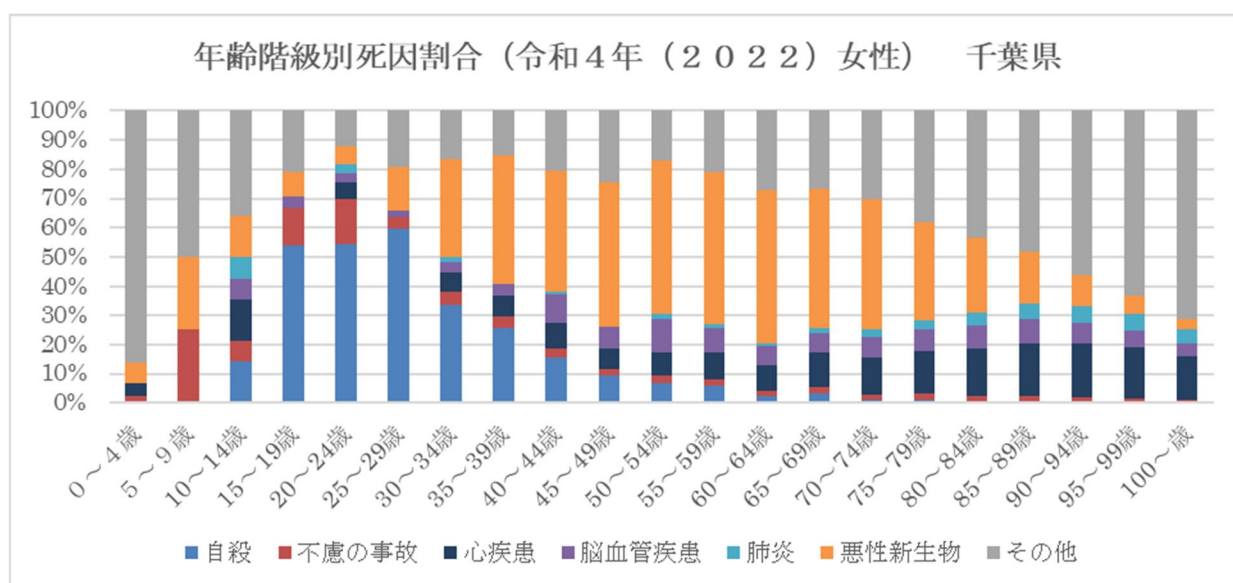
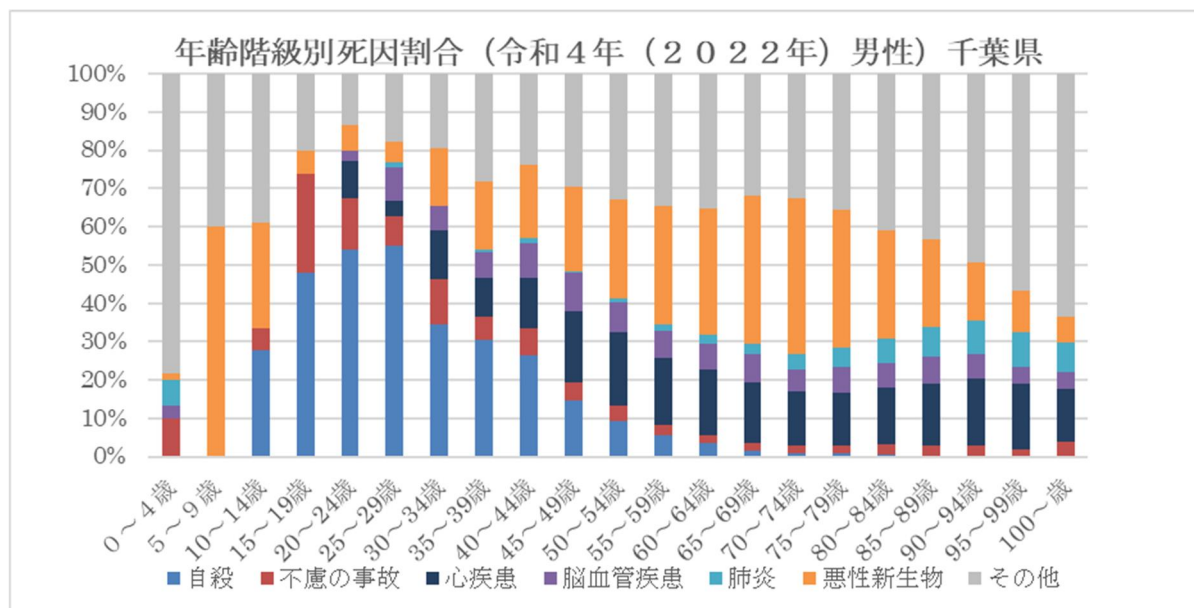
1 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ・ニートやひきこもりをはじめとする、社会生活を営む上で困難を有するこども・若者は、成育過程の中で様々な問題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合い、困難な状況となっていることから様々な問題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていくことが必要
- ・こども・若者が、より身近な地域や学校で必要な相談や支援が受けられるよう、年齢階層で支援が途切れることのない相談窓口やネットワークの整備が求められる
- ・行政機関や民間団体、NPO法人等などの関係機関が連携して、支援をスムーズに行えるよう、相談窓口の明確化、周知を図ることが重要
- ・国では、ひきこもり支援について、平成21年からひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進め、平成30年4月までに全ての都道府県及び指定都市（67自治体）に設置した
- ・本県においては、「ひきこもり地域支援センター」を平成23年10月から設置し、専門の支援コーディネーターを配置し、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援にとって必要な情報を広く提供するといった地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担っており、センター及び保健所において、本人や家族からの相談に対応するとともに、支援を希望するひきこもり状態にある本人の自立を促すことで、本人及び家族等の福祉の向上を図っている
- ・国では、ひきこもり支援推進として、「より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくり（相談窓口の設置と支援の充実）」が重要であると示していることから、県においても、市町村の体制整備の支援を継続する必要がある

2 こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知

- ・令和4年（2022年）の年齢別主要死因では、男性では15～44歳までの死因の第1位が自殺、女性では15～34歳までの死因の第1位が自殺となっている
- ・悩みを抱えた人は、どのような相談先があるのかを知らない場合も多く、各種相談窓口を周知することが重要

(関連データ)



資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和5年度）

（関連データ） ひきこもり状態にある人の状況

内閣府が2022年度（令和4年度）に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態にある人は、満15歳から39歳までの人で2.05%、満40歳から満64歳までの人で2.02%、全国で約146万人いると推計されています（表1）

（表1） ひきこもりに関する状況等（全国）

		該当者数	有効回収数に占める割合	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	15歳～39歳対象調査	67人	0.95%	準ひきこもり
	40歳～69歳対象調査 （参考：うち40～64歳）	64人 (30人)	1.23% (0.70%)	
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15歳～39歳対象調査	52人	0.74%	広義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 （参考：うち40～64歳）	81人 (50人)	1.55% (1.17%)	
自室からは出るが、家からは出ない	15歳～39歳対象調査	21人	0.30%	
	40歳～69歳対象調査 （参考：うち40～64歳）	4人 (3人)	0.08% (0.07%)	
自室からほとんど出ない	15歳～39歳対象調査	4人	0.06%	
	40歳～69歳対象調査 （参考：うち40～64歳）	6人 (3人)	0.12% (0.07%)	

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」

【施策の方向と具体策】

1 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有するこども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

こども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。

一人でも多くの悩みを抱えたこども・若者やその家族の相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。

面接相談を効果的に実施し、こども・若者やその家族の悩みを的確に把握し、適切な助言や支援先の紹介を行います。

適切な支援機関等が直ちにみつからず、家にこもりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋がります。

・ひきこもりに関する相談の実施

ひきこもり地域支援コーディネーターがひきこもり本人や家族等からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関に繋がります。

市町村の体制整備の支援を継続し、市町村の市町村プラットフォームと連携し、ひきこもり本人及び家族等の支援を行う体制を整備します。

- ・ **ひきこもりの自立支援の推進（居場所づくり及び家族会の開催）**

ひきこもり状態にある本人を対象とした居場所づくりを実施します。

ひきこもりの家族を対象とした家族のつどいを実施します。

- ・ **ひきこもりに関する普及啓発**

ひきこもり状態にある本人や家族、支援者等の理解を深めるため、住民向け講演会を実施します。

- ・ **サポーター派遣・研修事業**

市町村が実施するひきこもりサポート事業のうち、ひきこもりサポーター派遣を行う市町村に登録し対象者に対し、ひきこもりサポーターとして活動を希望する方の育成・スキルアップのための養成研修を実施します。

市町村職員に対し、当該事業の充実・強化を積極的に進めるための技術や情報の提供を目的とした研修を併せて実施します。

- ・ **連絡協議会・ネットワークづくり事業**

千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議及び千葉県若者自立支援ネットワーク協議会における、県内のひきこもり支援に関する庁内外の関係機関（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）との連携体制を活用し、ひきこもり支援に関する支援について協議等を実施します。

市町村プラットフォーム及びひきこもり支援関係機関による支援体制を整備するため会議を開催します。

2 **こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知**

- ・ **総合的な自殺対策の推進**

全体的対策と個別支援を組み合わせで推進します。

関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組みます。

地域の実情に応じた対策を効果的に進めます。